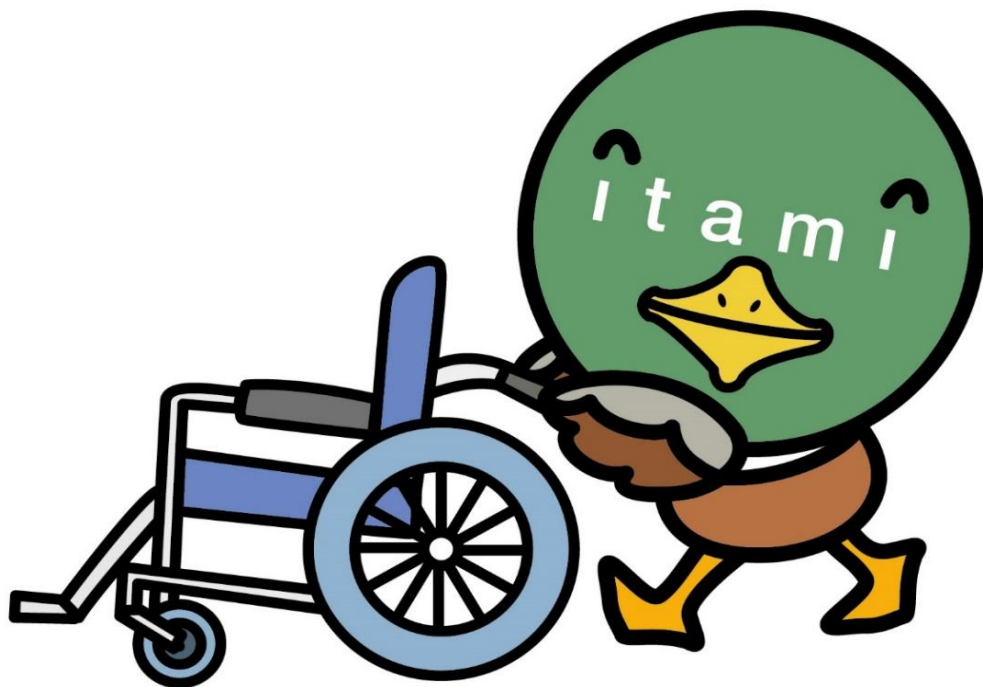


障がい者(児)
福祉の手引き



伊丹市マスコット たみまる

itami
伊丹市

障害福祉課
こども福祉課

もくじ

障害程度別制度一覧表	<u>3</u>
1.障がいのある人の相談窓口	<u>5</u>
2.地域の人たちによる相談窓口	<u>9</u>
3.手帳について	<u>12</u>
4.障害福祉サービスのしくみ	<u>13</u>
(1)総合的なサービスの全体像	<u>13</u>
(2)支給決定までの流れ	<u>19</u>
(3)利用者負担のしくみ	<u>21</u>
(4)障害福祉サービスの種類・内容	<u>24</u>
5.地域生活支援	<u>28</u>
(1)相談支援	<u>28</u>
(2)成年後見制度利用支援事業	<u>29</u>
(3)移動支援(ガイドヘルプ)事業	<u>29</u>
(4)コミュニケーション支援	<u>30</u>
(5)地域活動支援センター	<u>31</u>
(6)訪問入浴サービス	<u>31</u>
(7)日中一時支援事業	<u>31</u>
(8)社会参加の促進	<u>31</u>
(9)訪問型歩行・生活訓練事業	<u>32</u>
(10)伊丹市更生訓練費支給事業	<u>32</u>
(11)伊丹市重度障害者等就労支援特別事業	<u>32</u>
(12)伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	<u>32</u>
(13)位置情報通知サービス「まちなかミマモルメ」費用助成	<u>33</u>
(14)選挙に関する支援・制度	<u>33</u>
6.補装具の購入費・修理費の支給	<u>34</u>
7.日常生活用具の給付	<u>36</u>
8.自立支援医療・その他の医療制度	<u>41</u>

9.就労支援	<u>45</u>
10.年金について	<u>47</u>
11.手当について	<u>49</u>
12.各種助成制度	<u>51</u>
13.交通の割引・助成	<u>53</u>
14.税の控除または減免	<u>57</u>
15.その他の割引制度	<u>60</u>
16.資金の貸付	<u>64</u>
17.アイ愛センター(市立障害者福祉センター)	<u>65</u>
18.こども発達支援センターあすぱる(児童発達支援センター／こども発達支援センター診療所)	<u>66</u>
19.関係機関一覧	<u>67</u>
20.施設一覧	<u>68</u>
21.障がい者に関するマークについて	<u>69</u>
22.障害者差別解消法について	<u>73</u>

障害程度別制度一覧

障害程度によって対象となる場合とならない場合があります。○印は対象、空欄は一部のみ対象、／印は対象外とな

ります。各制度には所得・年齢・障害部位等の制限がありますので、詳しくは各担当窓口でご確認下さい。

障害種別・等級 度名		身体障害者手帳						療育手帳			精神保健福祉手帳			所得制限	ページ数
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級		
日常生活の援助	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		13
	成年後見制度利用支援事業														29
	移動支援(ガイドヘルプ)事業	○	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○		29
	コミュニケーション支援	聴覚障がい者						/	/	/	/	/	/		30
	地域活動支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		31
	訪問入浴サービス	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		31
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		32
	訪問型歩行・生活訓練事業	視覚障がい者						/	/	/	/	/	/		32
	伊丹市更生訓練費支給事業													有	32
	「まちなかミマモルメ」費用助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		33
	補装具費の支給							/	/	/	/	/	/	有	34
	日常生活用具の給付													有	36
医療	自立支援医療(更生医療)							/	/	/	/	/	/	有	41
	自立支援医療(精神通院医療)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	有	41
	自立支援医療(育成医療)	18歳未満の身体に障がいのある児童又はそのおそれのある児童											有	41	
	障害者医療費助成制度			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	42
	高齢障害者医療費助成制度			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	43
	障害児者歯科診療事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		43
年金・手当	兵庫県心身障害者扶養共済制度			/	/	/	/								47
	障害基礎年金・障害厚生年金														47
	特別障害者手当			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	49
	重度心身障害者(児)介護手当			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	49、50
	障害児福祉手当			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	50
	特別児童扶養手当					/	/	○						有	50
	児童扶養手当													有	50

障害種別・等級		身体障害者手帳						療育手帳			精神保健福祉手帳			所得制限	ページ数	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級			
制度名																
各種助成制度	住宅改造助成														有	51
	自動車運転免許取得費助成	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/		51
	自動車改造費の助成							/	/	/	/	/	/	/	有	52
交通の割引・助成	市バス特別乗車証	○	○	○	○	/	/	○	○	/	○	○	/		53	
	市バス助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		53	
	バス運賃割引(阪急・阪神バス等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		53	
	福祉タクシー基本料金助成	○	○	/	/	/	/	○	/	/	○	/	/		53	
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/		53	
	航空機運賃割引														54	
	旅客運賃割引														54	
	有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/		54
	駐車禁止除外指定車標章交付					/	/	○	/	/	○	/	/	/		55
	兵庫ゆずりあい駐車場制度	○	○					○	/	/	○	/	/	/		56
税の控除または減免	所得税・市県民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		57	
	相続税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		57	
	個人事業税の非課税					/	/	/	/	/	/	/	/		57	
	自動車取得税・自動車税の減免														58	
	軽自動車税の減免														59	
その他の割引制度	NHK放送受信料の減免														60	
	電話番号案内							○	○	○	○	○	○		60	
	市内施設の利用割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		61	
	伊丹市営駐車場の料金免除・割引	○	○	○	○	/	/	○	○	/	○	/	/		62	
	伊丹市営駐輪場の料金免除・割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		63	
資金の貸付	兵庫県在宅重度障害者(児)生活環境改善資金貸付事業			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		65	
	生活福祉資金貸付														65	
	身体障害者更生資金貸付事業							/	/	/	/	/	/		65	

1.障がいのある人の相談窓口

伊丹市福祉事務所

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

障害福祉課(18歳以上の方対象)(市役所1階)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療、障害福祉サービス等の利用に関する窓口(手話通訳士がいます。)

【9時から17時30分まで(土・日・祝日・年末年始は休み)】

Tel 784-8032 Fax 784-8006 Fax 777-0294 (聴覚障がいのある人専用)

こども福祉課(18歳未満の方対象)(市役所2階)

児童に関する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療児童発達支援・放課後等デイサービス、障害福祉サービス等の利用に関する窓口

【9時から17時30分まで(土・日・祝日・年末年始は休み)】

Tel 784-8127 Fax 780-3527

児童発達支援センター(こども発達支援センターあすぱる1階)

発達の気になるこどもの福祉サービス利用や、施設サービス(通所・入所)の利用支援に関する相談窓口

【9時から17時30分まで(土・日・祝日・年末年始は休み)】

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目47番地2 Tel 784-8128 Fax 784-3700



※伊丹市の市外局番は(072)です

相談支援事業

障がいのある人たちの総合相談・専門相談を複数の拠点で行っています。

事業者名	運営主体	開所日時	所在地	連絡先
伊丹市地域生活支援センター	(福)伊丹市社会福祉協議会	月～金曜 (祝日は休みです。) 9:00～17:30	広畑3丁目1 市立地域福祉総合センター(いたみいきいきプラザ)	Tel 787-6798 Fax 787-6911
障害者生活支援事業者 伊丹市立障害者福祉センター(身体中心)	(福)伊丹市社会福祉協議会	火～土曜 (祝日の翌日は休みです。) 9:00～17:30	昆陽池2丁目10 市立障害者福祉センター(アイ愛センター)	Tel 772-0221 Fax 780-2897
障害者相談支援事業者 ウイズゆう(知的中心)	(福)いたみ杉の子	月～金曜 (祝日は休みです。) 9:00～17:30	鴻池1丁目10-15	Tel 777-7471 Fax 777-7472
障害者相談支援事業者 いたみコミュニティケアセンター(精神中心)	NPO法人 ICCC	月～金曜 (祝日は休みです。) 9:00～17:00	寺本1丁目114三晃ビル2F	Tel 777-2121 Fax 777-1116

伊丹市障害者虐待防止センター

障がいのある方への虐待に気づいた場合は通報することが義務付けられています。

通報や相談は下記までご連絡ください。

【平日:9時から17時30分まで】

伊丹市役所 健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

Tel 784-8120 Fax 777-0294

【休日・夜間:17時30分から9時まで】

Tel 090-9277-7665 Fax 777-0294(受付のみ)



伊丹市DV相談室(伊丹市配偶者暴力相談支援センター)

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力について、専門の相談員が面談・電話相談に対応しています。※匿名で相談できます。まずはお電話ください。

【平日:9時から17時30分まで(土・日・祝日・年末年始は休み)】

Tel 780-4327



伊丹健康福祉事務所(保健所)

精神保健・医療に関する相談、指定難病または小児慢性特定疾病への助成に関する窓口

伊丹市千僧1丁目51番地(兵庫県伊丹庁舎)

Tel 785-7462 Fax 777-4091



兵庫県立身体障害者更生相談所

18歳以上の身体障がい者を対象として、医師・理学療法士・心理判定員などが専門的立場から医学的・心理学的判定、補装具の処方・適合判定、自立支援医療(更生医療)の要否判定を行うとともに、身体障害者手帳の交付やその他必要な相談指導を行います。

神戸市西区曙町1070番地

Tel 078-927-2727 Fax 078-927-2745



兵庫県立知的障害者更生相談所

県内(神戸市域を除く)にお住まいの18歳以上の知的障がい者の自立と社会参加を支援するために、療育手帳の判定・交付、専門相談などを行っています。

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3階

Tel 078-242-0737 Fax 078-242-0736



兵庫県精神保健福祉センター

心の悩みや精神的な病気、社会復帰の相談のうち、特に複雑困難なものに対する相談、ひきこもり、依存症などの相談を行っています。

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3-2

Tel 078-252-4980 Fax 078-252-4981



兵庫県いのちと心のサポートダイヤル

心の健康相談を中心に、広く自殺予防につながるよう、精神保健福祉士等がご相談に応じます。また、必要に応じて適切な相談窓口をご紹介します。

【平日18時～翌8時30分、土日祝24時間】

Tel 078-382-3566



兵庫県いのちと心のサポートダイヤルLINE電話相談→

(18:00～21:30 LINE電話のみ)

精神科救急情報センター

夜間や休日に精神症状が発症した場合や、症状が急激に悪化した際、緊急での精神科受診が必要かどうか、精神保健福祉士などの専門家が電話での相談を受け付けます。

【平日17時～翌9時、土日祝9時～翌9時】

Tel 078-367-7210



兵庫県川西こども家庭センター

18歳未満の児童の福祉に関して、医師・児童福祉司・心理判定員・保健師などが、児童福祉法にもとづく施設入所・診断・判定その他必要な相談指導を行います。また障害児施設入所の申請手続きも行います。

川西市火打1丁目12-16 (キセラ川西プラザ3F)

Tel 072-756-6633 Fax 072-756-6006



いたみ健康・医療相談ダイヤル24

病気の詳しい説明、気になる身体の症状、高齢者などの介護方法、職場や子育てに関するストレス、医療機関情報の提供などのご相談に看護師・保健師・医師が24時間・年中無休体制で応じ、さまざまなアドバイスをします。通話料・相談料無料。

Tel 0120-783-990



障害者ほっとライン(障害者110番)

障がい者及び家族を対象に総合相談に対応します。(電話、Fax、面談可)

相談日：月～金(ただし年末年始は休み)

受付時間：9時～16時30分

兵庫県身体障害者福祉協会相談員 Tel 078-230-9545 Fax 078-230-9553



伊丹市立消費生活センター

契約トラブル関係や多重債務といった消費生活に関する様々な相談を実施します。

相談受付は、平日午前9時～12時、13時～16時15分

Tel 072-775-1298 Fax 072-775-3811

伊丹市宮ノ前2-2-2伊丹商エプラザビル1階

兵庫県障害者差別解消相談センター

平成28年4月に、施行された障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供することが課せられます。

障がいのある人やそのご家族等から、障害者差別解消法が禁じる障害者差別について、相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)が、相談を受け付けます。

平日：10時から16時まで ※12時～13時及び年末年始を除く

Tel 078-362-3356 Fax 078-362-3911

E-mail counseling@pref.hyogo.lg.jp

障がい者のための弁護士・福祉専門職無料電話法律相談

対象となる相談内容：法律的観点から助言がふさわしいもの

- ① 差別や虐待等人権に関する相談
- ② 財産管理や成年後見に関する相談
- ③ 消費者被害に関する相談
- ③ 障害関連法規の解釈 等



受付時間：毎週火曜日 13時から16時まで ※祝日、年末年始を除く

Tel 078-362-0074 Fax 078-362-0084

2.地域の人たちによる相談窓口

障がい者本人または保護者等のあらゆる問題について相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関と連絡調整、地域社会の中で障がい者を理解するための啓発活動等に取り組んでいます。

身体障害者相談員	
氏名	連絡先
北村 明子(聴覚障害)	FAX: 770-0005
末吉 正朋(聴覚障害)	FAX: 782-9239
吉田 美喜子(聴覚障害)	TEL: 777-0294
梅岡 いづみ(視力障害)	TEL: 080-6103-1648
篠原 真由美(肢体不自由)	TEL: 779-4801
寺坂 尚之(肢体不自由)	TEL: 784-4500

知的障害者相談員		
氏名	連絡先	備考(所属団体等)
下村 直美	TEL: 770-5410 FAX: 770-5610	市立障害者福祉センター (アイ愛センター) 昆陽池2丁目10
小松しのぶ		
片山 亜由美		
松本 裕美		
森田 裕子		

精神障害者相談員		
氏名	連絡先	備考(所属団体等)
川島 知子	TEL: 080-3118-7842	伊丹精神障がい者家族会 あじさいの会
森崎 敏子	TEL: 783-8774	
濱崎 成人	TEL: 777-2121	いたみコミュニティケアセンター
野田 幸子		

★上記の精神障害者相談員がこころの悩みに対する相談窓口を開設し、下記の日程で電話・来所相談を行います。ご本人や家族のこころの悩み等の相談に応じ、必要な助言を行いますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	相談日時	対象者
いたみコミュニティケアセンター Tel: 777-2121	月～金(祝日を除く) 9:00～16:00	こころの悩みや病を抱えている人やその家族

★アイ愛センターにおいても、ピアカウンセリングを実施しています。詳しくは65ページをご覧ください。

民生委員・児童委員

障がいのある人などが自立した日常生活を営むことができるように相談・助言するとともに、関係機関と連携を図ることで、社会福祉の増進に努めています。詳しくは伊丹市民生委員児童委員連合会事務局(Tel785-0860)もしくは市地域・高年福祉課(Tel784-8099)にお問い合わせください。

当事者団体・家族会

～ひとりで悩まないで、仲間が待っています！！～

伊丹市内には次のような当事者団体・家族会があり、会員同士の交流・研修・啓発等様々な活動を行っています。入会申込・活動内容などの詳細についての問い合わせは下記にお願いします。

団体	住所	問合せ先
伊丹市身体障害者福祉連合会(伊丹市肢体障害者協会(内部障害を含む)伊丹市視覚障害者協会、伊丹市聴力障害者協会、伊丹市肢体不自由児者父母の会)より構成されています。	昆陽池2丁目10 市立障害者福祉センター (アイ愛センター)	Tel 784-2395 Fax784-2395
伊丹市手をつなぐ育成会 (知的障がいの子を持つ親の会)		Tel 770-5410 Fax770-5610
あじさいの会 (伊丹市精神障がい者家族会)		Tel 772-0221 Fax780-2897

障害福祉課・こども福祉課の一部の申請手続きにマイナンバーが必要になります

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)が施行され、一部の手続きにつき申請書等に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

<申請にマイナンバーが必要になる手続き>

- ・身体障害者手帳に関する手続き
- ・療育手帳に関する手続き
- ・精神障害者保健福祉手帳に関する手続き
- ・自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)に関する手続き
- ・障害福祉サービス、児童発達通所支援の利用に関する手続き
- ・地域生活支援事業(日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業等)の利用に関する手続き
- ・補装具購入費・修理費支給事業
- ・軽・中度難聴児の補聴器購入費等助成に関する手続き

<個人番号の記載に伴い必要な書類>

これまでの申請書類等に加え、マイナンバーを確認する書類及び本人確認書類が必要です。

ただし、「個人番号カード」があればマイナンバー確認と本人確認が同時に可能です。

マイナンバー確認書類	個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合又は、正しく変更手続きがとられている場合)又は個人番号が記載されている住民票の写し
※本人確認書類	写真付きの身分証明書1点又は写真なしの身分証明書2点以上


※本人確認書類(写真付きの身分証明書…運転免許証、障害者手帳、パスポート(住所が、載っているもの)、在留カード、特別永住者証明書等。写真なしの身分証明書…健康保険証、介護被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の公的機関発行の書類のいずれか2点)

<代理人による申請の場合>

代理人申請の場合には、本人のマイナンバー確認書類に加え、委任状、代理人の身分確認書類が必要となります。また、成年後見人など、法定代理人の場合には登記事項証明書やその資格を証明する書類が必要です。

3.手帳について

障害者手帳には次の3種類があります。

手帳の種類	手帳を発行する対象者
身体障害者手帳 	身体障害とは、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、および内臓(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓)の機能障害であって、その障害が永続し、かつその障害の程度が国の定める基準に該当することが必要です。手帳の等級には1級～6級まであり、このような身体に障がいがある人を対象に県が交付します。
療育手帳	発達途上(おおむね18歳未満)において、自己の身の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある知的障がい者(児)に対して、一貫した相談・指導を行うとともに、知的障がい者(児)が障害福祉サービスなどを受けやすくするため、兵庫県立知的障害者更生相談所(18歳以上)又は川西こども家庭センター(18歳未満)において知的障害と判定された人に対し、兵庫県から交付されるものです。療育手帳での障害の程度は、A(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分されます。なお、知的障害を伴わない発達障害と診断され、療育又は日常生活上の支援が必要と認められた人も、兵庫県(神戸市を除く)では療育手帳(B2)の交付対象となっています。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象に、県が判定し交付します。手帳の等級には1級～3級まであります。なお、手帳の判定有効期間があります。

<交付申請の流れ>

手帳の交付を希望される人は、次の手順で手続きをしてください。

- ① **相談**：障害者手帳が申請できるかどうかについては、各医療機関等で相談してください。
- ② **申請**：相談によって、それぞれの手帳の交付対象に該当する場合は、障害福祉課・こども福祉課(18歳未満の場合)に申請をします。※申請に必要な書類は、手帳の種類によって異なりますので、お尋ねください。
- ③ **交付**：それぞれの交付決定機関の判定を経て交付されますので、手帳交付までには一定の期間を要します。
- ④ **更新**：療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は更新が必要な場合がありますので、必要な書類については、お尋ねください。交付までには一定の期間を要しますので、早目に申請してください。

<再交付等について>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で次に当てはまる方は必ず届け出をしてください。(届け出の時には**手帳と印鑑**もご用意ください)

- 住所・氏名を変更したとき、手帳を紛失、破損したとき、障害の程度が変わったとき、判定期間が終了するとき

<取扱い・返却について>

交付を受けた手帳はいろいろな福祉制度を利用するときに必要です。次の事項にご留意いただき大切に扱ってください。

- * 手帳を他人に貸したり、譲渡することはできません。
- * 手帳の交付を受けた人が、国が定める基準の障害程度でなくなったときは、すみやかに手帳を障害福祉課・こども福祉課(18歳未満の場合)にご返却ください。療育手帳は兵庫県外、神戸市に転出するときは返還してください。

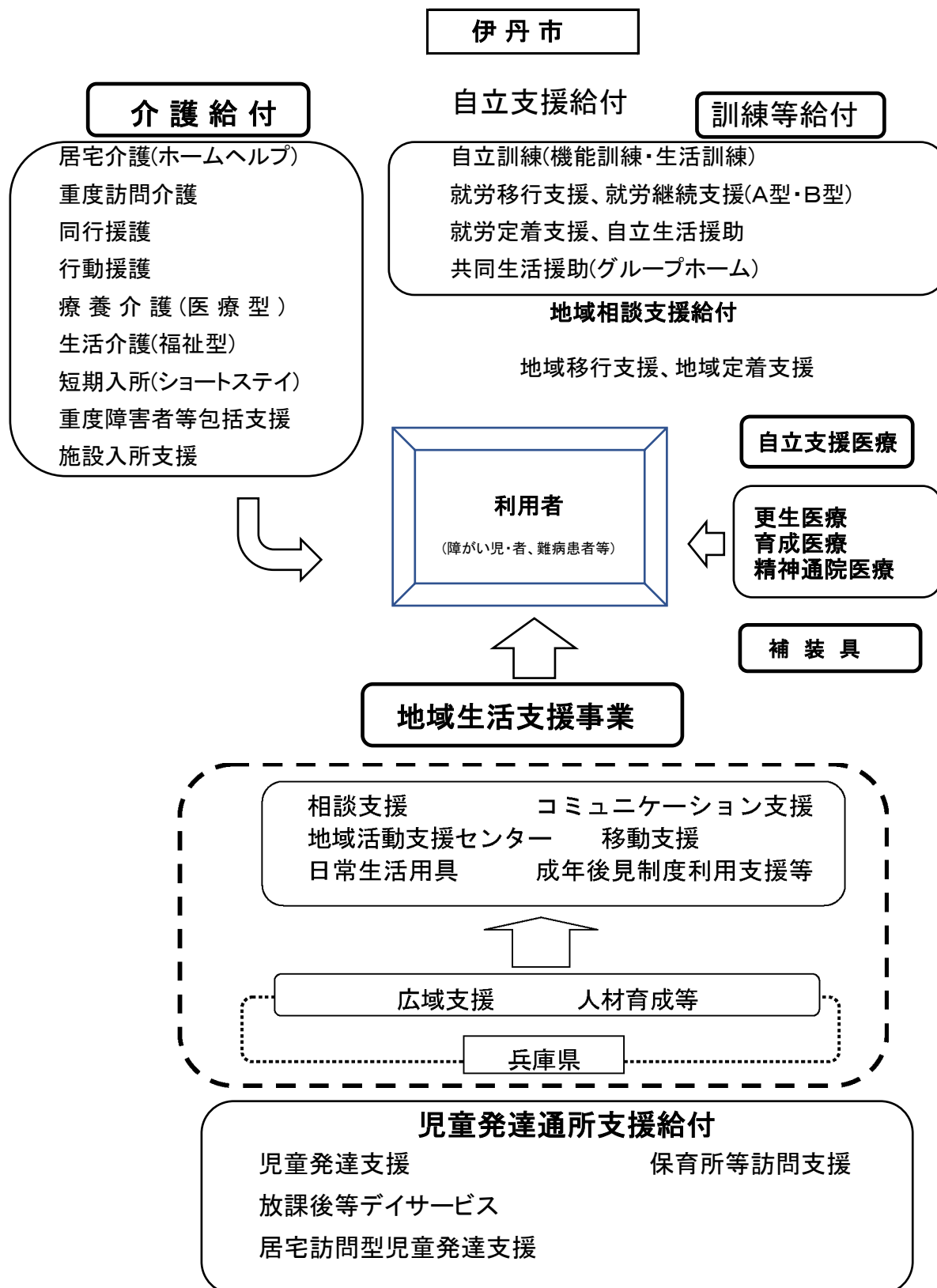
* <手帳に関する窓口>障害福祉課・こども福祉課(18歳未満の場合)

4.障害福祉サービスのしくみ

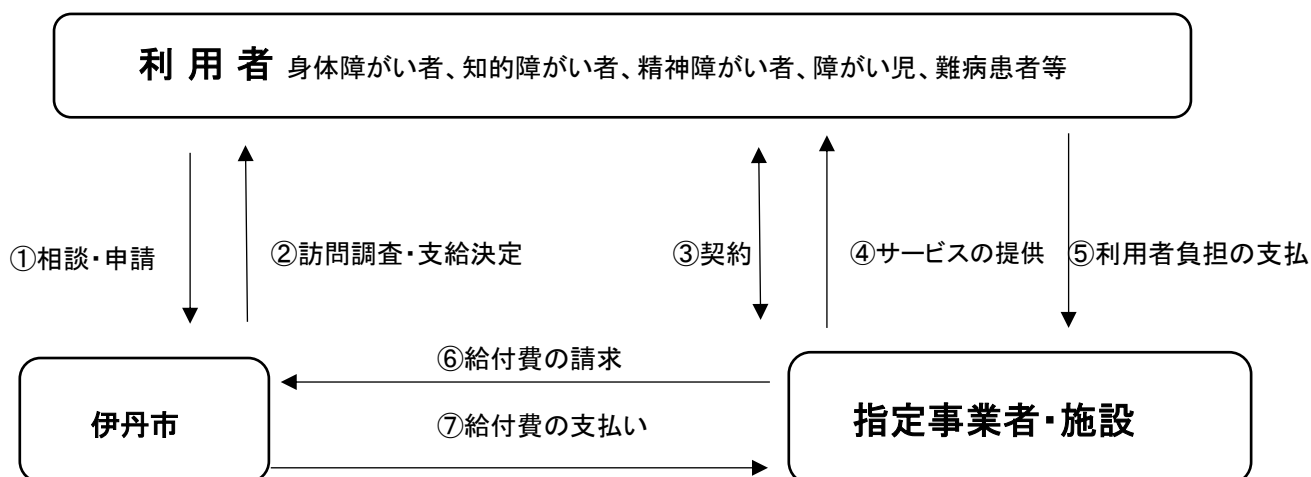
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)や、児童福祉法の制度のもとでは障害の種別に関係なく共通の福祉サービスが地域において受けられます。

※介護保険給付等の調整が必要な場合がありますので、まずは相談支援事業所にご相談ください。(受けられるサービスの内容や手続き方法等について、ご案内させていただきます。)

<障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービスの全体像>



<障害者総合支援・児童通所サービスの全体的な流れ>



- ①障害福祉課・こども福祉課の窓口にて申請をします。
- ②障害福祉課・こども福祉課が訪問調査等を行い、その結果に基づく支給決定(受給者証の交付)を行います。
介護訓練にかかる支給決定については、詳しくは19～20ページを参照してください。
- ③受給者証を受け取ったら、選んだ事業者・施設と契約をします。
(事業者からサービス内容についての説明を受けてから契約します。)
- ④⑤サービスを利用したら、利用者負担額を事業者に支払います。
- ⑥事業者は利用者負担額を引いた額を伊丹市に請求します。
- ⑦伊丹市は当該請求に基づき、事業者に給付費を支払います。

<申請窓口>

障害福祉課・こども福祉課(18歳未満の場合)

※ただし、介護保険対象者については、介護保険が優先されます。

- ①介護保険第1号被保険者…65歳以上の方。
- ②介護保険第2号被保険者…40歳以上65歳未満で**特定疾病***が原因となって、介護や支援が必要であると認定された方。

* **特定疾病**とは以下の16疾病です。

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症(ウエルナー症候群)、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、末期がん(概ね余命が6ヶ月程度)

※ 新たに対象となる疾病(3疾病) △ 表記が変更された疾病(5疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症	51	全身性強皮症
2	筋萎縮性側索硬化症	52	混合性結合組織病
3	脊髄性筋萎縮症	53	シェーグレン症候群
4	原発性側索硬化症	54	成人発症スチル病
5	進行性核上性麻痺	55	再発性多発軟骨炎
6	パーキンソン病	56	ベーチェット病
7	大脳皮質基底核変性症	57	特発性拡張型心筋症
8	ハンチントン病	58	肥大型心筋症
9	神経有棘赤血球症	59	拘束型心筋症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	60	再生不良性貧血
11	重症筋無力症	61	自己免疫性溶血性貧血
12	先天性筋無力症候群	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	63	免疫性血小板減少症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	64	血栓性血小板減少性紫斑病
15	封入体筋炎	65	原発性免疫不全症候群
16	クドウ・深瀬症候群	66	IgA 腎症
17	多系統萎縮症	67	多発性嚢胞腎
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	68	黄色靱帯骨化症
19	ライソゾーム病	69	後縦靱帯骨化症
20	副腎白質ジストロフィー	70	広範脊柱管狭窄症
21	ミトコンドリア病	71	特発性大腿骨頭壊死症
22	もやもや病	72	下垂体性ADH分泌異常症
23	プリオン病	73	下垂体性TSH分泌亢進症
24	亜急性硬化性全脳炎	74	下垂体性PRL分泌亢進症
25	進行性多巣性白質脳症	75	クッシング病
26	HTLV-1関連脊髄症	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
27	特発性基底核石灰化症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
28	全身性アミロイドーシス	78	下垂体前葉機能低下症
29	ウルリッヒ病	79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
30	遠位型ミオパチー	80	甲状腺ホルモン不応症
31	ベスレムミオパチー	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
32	自己貪食空胞性ミオパチー	82	先天性副腎低形成症
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	83	アジソン病
34	神経線維腫症	84	サルコイドーシス
35	天疱瘡	85	特発性間質性肺炎
36	表皮水疱症	86	肺動脈性肺高血圧症
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
39	中毒性表皮壊死症	89	リンパ脈管筋腫症
40	高安動脈炎	90	網膜色素変性症
41	巨細胞性動脈炎	91	バッド・キアリ症候群
42	結節性多発動脈炎	92	特発性門脈圧亢進症
43	顕微鏡的多発血管炎	93	原発性胆汁性胆管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症	94	原発性硬化性胆管炎
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	95	自己免疫性肝炎
46	悪性関節リウマチ	96	クローン病
47	バージャー病	97	潰瘍性大腸炎
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	98	好酸球性消化管疾患
49	全身性エリテマトーデス	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)

101	腸管神経節細胞減少症	151	ラスマッセン脳炎
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	152	P C D H 19 関連症候群
103	CFC症候群	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
104	コステロ症候群	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびてんかん性脳症
105	チャージ症候群	155	ランドウ・クレフナー症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	156	レット症候群
107	若年性特発性関節炎	157	スタージ・ウェーバー症候群
108	TNF受容体関連周期性症候群	158	結節性硬化症
109	非典型溶血性尿毒症症候群	159	色素性乾皮症
110	ブラウ症候群	160	先天性魚鱗癬
111	先天性ミオパチー	161	家族性良性慢性天疱瘡
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
113	筋ジストロフィー	163	特発性後天性全身性無汗症
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	164	眼皮皮膚白皮症
115	遺伝性周期性四肢麻痺	165	肥厚性皮膚骨膜症
116	アトピー性脊髄炎	166	弾性線維性仮性黄色腫
117	脊髄空洞症	167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
118	脊髄髄膜瘤	168	エーラス・ダンロス症候群
119	アイザックス症候群	169	メンケス病
120	遺伝性ジストニア	170	オクシピタル・ホーン症候群
121	脳内鉄沈着神経変性症	171	ウィルソン病
122	脳表ヘモジデリン沈着症	172	低ホスファターゼ症
123	H T R A 1 関連脳小血管病	173	VATER症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	174	那須・ハコラ病
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	175	ウィーバー症候群
126	ペリー病	176	コフィン・ローリー症候群
127	前頭側頭葉変性症	177	ジュベール症候群関連疾患
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	178	モワット・ウィルソン症候群
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	179	ウィリアムズ症候群
130	先天性無痛無汗症	180	A T R - X 症候群
131	アレキサンダー病	181	クルーズン症候群
132	先天性核上性球麻痺	182	アペール症候群
133	メビウス症候群	183	ファイファー症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	184	アントレー・ビクスラー症候群
135	アイカルディ症候群	185	コフィン・シリス症候群
136	片側巨脳症	186	ロスムンド・トムソン症候群
137	限局性皮質異形成	187	歌舞伎症候群
138	神経細胞移動異常症	188	多脾症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	189	無脾症候群
140	ドラベ症候群	190	鰓耳腎症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	191	ウェルナー症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	192	コケイン症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	193	プラダー・ウィリ症候群
144	レノックス・ガストー症候群	194	ソトス症候群
145	ウエスト症候群	195	ヌーナン症候群
146	大田原症候群	196	ヤング・シンプソン症候群
147	早期ミオクロニー脳症	197	1 p 3 6 欠失症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	198	4 p 欠失症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	199	5 p 欠失症候群
150	環状20番染色体症候群	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)

201	アンジェルマン症候群	251	尿素サイクル異常症
202	スミス・マギニス症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
203	22q11.2欠失症候群	253	先天性葉酸吸収不全
204	エマヌエル症候群	254	ポルフィリン症
205	脆弱X症候群関連疾患	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
206	脆弱X症候群	256	筋型糖原病
207	総動脈幹遺残症	257	肝型糖原病
208	修正大血管転位症	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
209	完全大血管転位症	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
210	単心室症	260	シトステロール血症
211	左心低形成症候群	261	タンジール病
212	三尖弁閉鎖症	262	原発性高カイロミクロン血症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	263	脳髄黄色腫症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	264	無βリポタンパク血症
215	ファロー四徴症	265	脂肪萎縮症
216	両大血管右室起始症	266	家族性地中海熱
217	エプスタイン病	267	高IgD症候群
218	アルポート症候群	268	中條・西村症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
220	急速進行性糸球体腎炎	270	慢性再発性多発性骨髄炎
221	抗糸球体基底膜腎炎	271	強直性脊椎炎
222	一次性ネフローゼ症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
224	紫斑病性腎炎	274	骨形成不全症
225	先天性腎性尿崩症	275	タナトフォリック骨異形成症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	276	軟骨無形成症
227	オスラー病	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
228	閉塞性細気管支炎	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
230	肺胞低換気症候群	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
232	カーニー複合	282	先天性赤血球形成異常性貧血
233	ウォルフラム症候群	283	後天性赤芽球癆
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
235	副甲状腺機能低下症	285	ファンコニ貧血
236	偽性副甲状腺機能低下症	286	遺伝性鉄芽球性貧血
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	287	エプスタイン症候群
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	289	クロンカイト・カナダ症候群
240	フェニルケトン尿症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
241	高チロシン血症1型	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
242	高チロシン血症2型	292	総排泄腔外反症
243	高チロシン血症3型	293	総排泄腔遺残
244	メープルシロップ尿症	294	先天性横隔膜ヘルニア
245	プロピオン酸血症	295	乳幼児肝巨大血管腫
246	メチルマロン酸血症	296	胆道閉鎖症
247	イソ吉草酸血症	297	アラジール症候群
248	グルコーストランスポーター1欠損症	298	遺伝性膀胱炎
249	グルタル酸血症1型	299	嚢胞性線維症
250	グルタル酸血症2型	300	I g G 4 関連疾患

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)

301	黄斑ジストロフィー		
302	レーベル遺伝性視神経症		
303	アッシャー症候群		
304	若年発症型両側性感音難聴		
305	遅発性内リンパ水腫		
306	好酸球性副鼻腔炎		
307	カナバン病		
308	進行性白質脳症		
309	進行性ミオクローヌステんかん		
310	先天異常症候群		
311	先天性三尖弁狭窄症		
312	先天性僧帽弁狭窄症		
313	先天性肺静脈狭窄症		
314	左肺動脈右肺動脈起始症		
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症		
316	カルニチン回路異常症		
317	三頭酵素欠損症		
318	シトリン欠損症		
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症		
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症		
321	非ケトーシス型高グリシン血症		
322	β-ケトチオラーゼ欠損症		
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
324	メチルグルタコン酸尿症		
325	遺伝性自己炎症疾患		
326	大理石骨病		
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）		
328	前眼部形成異常		
329	無虹彩症		
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		
331	特発性多中心性キャッスルマン病		
332	膠様滴状角膜ジストロフィー		
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群		
334	脳クレアチン欠乏症候群		
335	ネフロン癆		
336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）		
337	ホモシスチン尿症		
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		
339	M E C P 2 重複症候群		
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）		
341	T R P V 4 異常症		
342	LMNB1 関連大脳白質脳症		
343	PURA 関連神経発達異常症		
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症		
345	乳児発症 STING 関連血管炎		
346	原発性肝外門脈閉塞症		
347	出血性線溶異常症		
348	ロウ症候群		

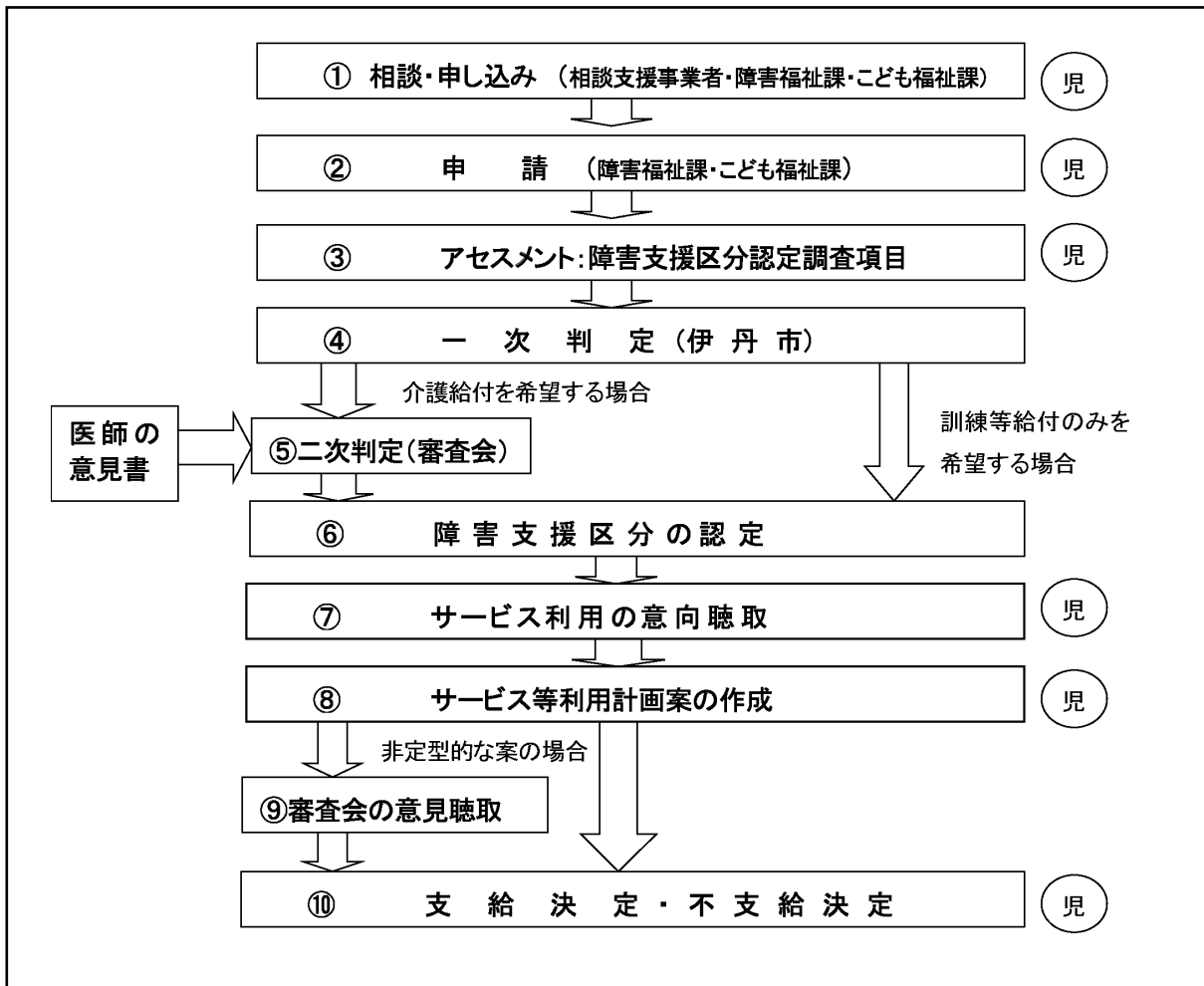
対象疾病は変更の可能性がります。最新の情報を詳しくお知りになりたい場合は、右のQRを
読取ってください。



(2)支給決定までの流れ

障がい者等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者等の心身の状況(障害支援区分)②社会活動や介護者・居住等の状況③サービスの利用意向④訓練・就労に関する評価を把握します。その上で、支給決定を行います。

具体的な流れは以下のとおりです。(18歳未満は(児)と記載がある部分のみ)



① 相談(申し込み)

相談支援事業所の相談員や障害福祉課(18才未満はこどもの福祉課)に福祉サービス利用について相談してください。

(障害福祉サービスを受けられる場合、指定特定相談支援事業所からの計画相談が必要です。伊丹市にある指定特定相談支援事業所(18才未満はこども福祉課)の詳細についてはP68リンク参照)

② 申請

障害福祉課・こども福祉課に申請をします。相談支援事業者による代理申請も可能です。

③ アセスメント(調査)

調査員が申請者やその保護者等に対し、申請者の心身の状況を判定するために障害支援区分認定調査(80項目のアセスメント)を行います。その際に、サービス利用の意向もお聞きする場合があります。

④ 一次判定

③で行った調査の結果をコンピューターに入力し、一次判定処理を行います。その結果、非該当と区分1～区分6の7段階に判定されます。

⑤介護給付を希望の場合(二次判定)

医師の意見書と一次判定の結果をもとに、伊丹市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」とします。)に審査判定を依頼します。審査会ではその内容を踏まえて判定を行います。その結果、非該当と区分1～区分6の7段階のいずれかに判定されます。

⑥ 障害支援区分の認定

訓練等給付を希望の場合は二次判定はなく、一次判定の結果のみで障害支援区分を認定します。介護給付を希望の場合は、一次判定と二次判定の結果で障害支援区分を認定します。区分認定後、その結果を申請者に通知します。

⑦ サービス利用意向聴取

認定結果が通知されたら、支給決定を行うために申請者のサービス利用意向を聴取します。すでにお聞きしている場合もあります。

⑧ サービス等利用計画案の作成

市はサービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

⑨ 審査会の意見聴取

⑧で作成したサービス等利用計画案が市の定める支給基準(別にガイドラインを規定しております)と乖離する場合、市は審査会に意見を求め、その意見を加味して支給の可否を判断します。

⑩ 支給決定

サービスの支給を決定した後、申請者には支給決定通知と受給者証が届きます。受給者はサービス提供事業所と契約を結び、サービスの開始となります。

※18歳未満の児童の場合は、上記のプロセスとは異なり、申請後、5領域11項目等の調査を行い、その結果をもとに非該当と区分1～区分3に分けられます。

※障害福祉サービス等支給決定又は支給決定の変更前に、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者がサービス等利用計画・児童発達支援利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後には、サービス事業者等との連絡調整を行います。サービス利用後には利用状況の確認を行い、計画の見直しの支援も行います。(伊丹市が指定を行っている事業所一覧(P68参照)が別途あります)。

(3)利用者負担のしくみ

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担(応能負担)とされています。

■利用者負担に関する軽減措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者(入所)
定 率 負 担	①利用者負担の上限設定(所得段階別)					
	③高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					②医療型 個別減免 (医療・食事療養 費と合わせ、上限 額を設定)
					事業主の負担による就労継続支援A型事業(雇用手型)の減免措置	
⑧生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)						
食 費 ・ 光 熱 水 費	④補足給付 (食費・光熱 水費負担を 軽減)	食費や居住費については実費で負担 →通所施設(事業)を利用した場合には、 ⑥の軽減措置が受けられます。 ⑦補足給付 (家賃負担を 軽減)	⑥食費の 人件費支給に よる軽減措置		⑤補足給付 (食費・光熱 水費負担を 軽減)	

*** 具体的には次のようになります。**

① 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)で、居宅で生活する障がい児(加齢児を除く)	4,600円
	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)で、20歳未満の施設入所者	9,300円
	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)で、居宅で生活する障がい者(加齢児を含む)グループホーム利用者を除く	
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円

(注1)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
 ○入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

療養介護を利用する人は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食費療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳以上の入所者の場合)

低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

○障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの自己負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)と補装具の自己負担額の合算額が基準額を超える場

合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払いの方法によります)。

○障がい児が障害者総合支援法(障害福祉サービスの自己負担額と補装具の自己負担額の合算)と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払いの方法によります)。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

④⑤⑥食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます

(20歳以上の入所者の場合)

○入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を55,500円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として設定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

(18歳以上の通所施設利用者の場合)

○通所施設等では、低所得、一般1(グループホーム利用者(所得割16万円未満)を含む。)の場合、食料料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食料料費は、施設ごとに額が設定されます。

(20歳未満の入所者の場合)

○地域で子どもを養育する費用(低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円)と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

(18歳未満の通所施設利用者の場合)

○障がい児の通所施設については、低所得世帯と一般1は食費の負担が軽減されます。(児童発達支援センターに限る)

⑦グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。

グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。)の利用者(生活保護又は低所得の世帯)が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

⑧生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

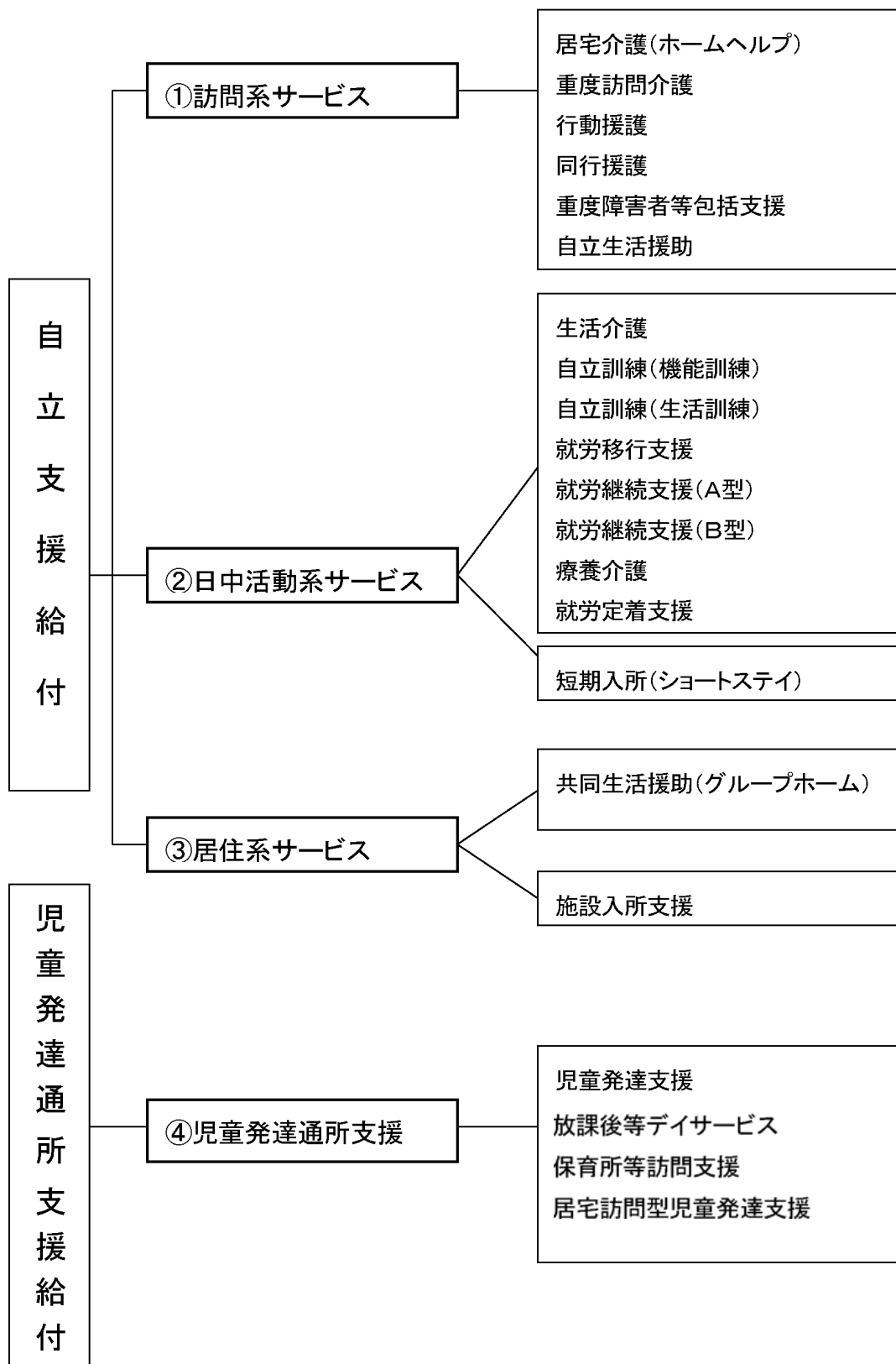
⑨新高額障害福祉サービス等給付費の給付について

65歳到達までに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方に対して、介護保険移行後(65歳以降)に利用した訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません)の平成30年4月1日以降の利用者負担額が新高額障害福祉サービス等給付費として償還されます。

※詳しくは障害福祉課若しくは子ども福祉課(18歳未満の場合)にお問い合わせください。

(4)障害者等の福祉サービスの種類・内容

障害者等の福祉サービスは以下のとおり、障害者総合支援法に基づく①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、児童福祉法に基づく④児童発達通所支援に分けられます。サービスの種類によっては、組み合わせることができます。



①訪問系サービス

サービスの名称		対象者	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	食事・排せつ・入浴など、全面的又は部分的な支援を必要とする人	食事・排せつ・入浴などの身体面での介護を行います。
	家事援助	買い物・調理・掃除などの家事に全面的又は部分的な支援を必要とする人	買い物・調理・掃除などの事を支援します。
	通院介助	身体介護者全員	医療機関への定期的な通院のための介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人	在宅における入浴・排せつ・食事などの介護および外出における移動中の介護を行います。
行動援護		知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人	外出時における移動中の介護を行います。
同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する人	外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援		常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人	食事・排せつ・入浴・移動および家事全般の支援をします。
自立生活援助		単身生活をしている等、自立した日常生活を営む上であらゆる問題に対する支援が見込めない状況にある人	定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応により、状況把握や情報提供等を行います。

②日中活動系サービス

サービスの名称	対象者	サービスの内容
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人	日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障がいのある人	理学療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練などを行います。
自立訓練(生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的に障がいのある人・精神に障がいのある人	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人	事業所における作業や企業における実習および適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援(A型)	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人(利用開始時、65歳未満の人)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している者などであって、就労の機関等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は結びません)
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された人であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人	企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題の相談、指導、助言等を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する人	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で生活する身体・知的・精神に障がいのある人で、介護者の病気等で一時的に支援が必要な人	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事、排せつ等の介護等を行います。

③居住系サービス

サービスの名称	対象者	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労や生活介護、又は就労継続支援等の日中活動を利用している身体(65歳未満の人又は65歳に達する前日までに障がい福祉サービスを利用したことがある人に限る)・知的・精神に障がいのある人	夜間や休日において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所している人	夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

④児童発達通所支援

サービスの名称	対象者	サービスの内容
児童発達支援	就学前で発達支援の必要な児童	センターや施設にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学していて発達支援の必要な児童	センターや施設にて、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等で、外出することが困難である、発達に支援の必要な児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

5.地域生活支援

(1)相談支援

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止や早期発見について関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のための必要な相談支援を行います。

相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。伊丹市では、総合相談・専門相談を複数の拠点で行います。場所と連絡先は6ページに掲載していますので、ご参照ください。
---------------	---

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、判断能力に不安がある人が安心して日常生活を送れるよう生活支援員を派遣し、日常生活での金銭管理などを支援する事業です。 問合せ先 * 伊丹市社会福祉協議会Tel787-6004Fax787-6911 * 兵庫県高齢者・障害者権利擁護センター Tel078-230-9290Fax078-242-7947 神戸市中央区坂口通2-1-1県福祉センター内
--	--

苦情相談	居宅支援サービスや施設訓練サービスの利用者であって、そのサービスの内容に苦情や不満がある場合、次の相談窓口があります。 ①苦情担当者 サービス提供事業者には、利用者からの苦情を受け付ける担当者が設置されています。 担当者は、サービス利用契約書もしくは運営規定に明記されています。 ②障害福祉課・こども福祉課 障害福祉課やこども福祉課においても苦情の相談を受け付けます。 ③兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 問合せ先兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 神戸市中央区坂口通2-1-1県福祉センター内 Tel078-242-6868Fax078-271-1709 (相談時間:10:00~16:00)
-------------	--

(2)成年後見制度利用支援事業

●伊丹市成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用対象者で、生活困窮者については、伊丹市より「申立てに必要な費用」「成年後見人等の報酬」の助成があります。

問合せ先 伊丹市役所 障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 784-8006

地域・高年福祉課 Tel 784-8099 Fax 784-8006

●法人後見事業

適切な後見人等が得られない人に、伊丹市社会福祉事業団が法人として法定後見の後見人候補者や任意後見人となる事業です。

問合わせ先 伊丹市社会福祉事業団 Tel 775-3721 Fax 773-2280

伊丹アドボカシーネットワーク Tel 779-3060 Fax 783-2774

○成年後見制度について

判断能力が低下した認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などが、安心した日常生活を送れるよう、適切な援助者を選び、本人の支援を行います。

●法定後見制度

家庭裁判所に支援する人を選任してもらえます。

ご本人の判断能力の程度により、次の3つの区分により支援されます。

①後見：判断能力がまったくない②保佐：判断能力が著しく不十分③補助：判断能力が不十分

●任意後見制度

将来に備えて、あらかじめ任意後見人を選んで、財産の管理や生活の仕方(ライフプラン)を決めて、契約(任意後見契約)しておくことです。

<問合わせ先>

成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 Tel 078-341-8699

(相談専用 平日13:00~16:00のみ)

伊丹市福祉権利擁護センターTel 744-5130 Fax 787-6911

成年後見制度利用の手続案内、申立

神戸家庭裁判所伊丹支部Tel 779-3074

(3)移動支援(ガイドヘルプ)事業

<移動支援(ガイドヘルプ)とは>

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動支援を実施します。具体的には以下のとおりです。

●社会生活上必要不可欠な外出

(官公庁や金融機関への外出、公的行事の参加、本人同伴による生活必需品等の買い物、冠婚葬祭など)

●余暇活動等社会参加のための外出

(外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇など)

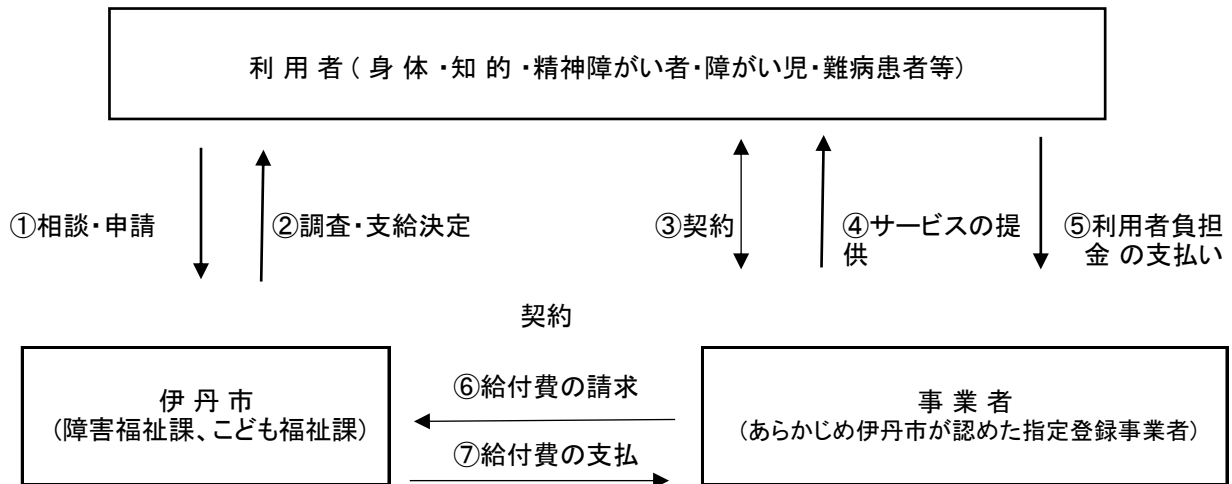
●地域移行・地域定着支援のための宿泊訓練

(身体障がい者の一人暮らし体験練習時のヘルパー支援)

＜対象者＞

障がい者(児)・難病患者等であって、外出に移動の支援が必要と認められる人。(行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の受給者は除きます。難病患者等の対象疾患は15～18ページをご参照下さい。)具体的な条件は別のガイドラインで定めています。

＜移動支援(ガイドヘルプ)利用の流れ＞



- ①利用の申し込みは、障害福祉課・こども福祉課の窓口で行います。
- ②障害福祉課・こども福祉課から訪問等により利用要件の聞き取り調査を行い、その結果に基づく支給決定(利用者証の交付)を行います。
- ③利用者証を受け取ったら、選んだ事業者と契約を締結(利用者負担が生じるため)します。(事業者からサービス内容についての説明を受けてから契約します。)
- ④具体的なサービスの提供を受けます。(支給量の管理は契約した事業者とともに各自で行ってください。)
- ⑤サービスを利用したら、月単位ごとに利用者負担金を事業者に支払います。
- ⑥事業者は伊丹市が定める基準額から利用者負担額を控除した額を伊丹市に請求します。
- ⑦伊丹市は当該請求に基づき、事業者に給付費を支払います。

＜利用者負担＞

○事業の定率負担は所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

○一回あたりの利用時間によって、利用者負担が異なります。(30分単位で負担額が異なります。)

(4)コミュニケーション支援

＜コミュニケーション支援とは＞

手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)等とその他の者の意思疎通を仲介することです。

＜対象者＞

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者(児)等

＜事業内容＞

事業名	事業内容など
手話通訳者の設置	内容：コミュニケーションが円滑に行われるよう、障害福祉課及びアイ愛センター(市立障害者福祉センター)に手話通訳者を設置しています。 窓口：障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 777-0294 メールアドレス(PC): shuwa@city.itami.lg.jp (携帯): shuwa-aiai-f780-2897@k.vodafone.ne.jp
手話通訳者の派遣(遠隔手話通訳サービス含む)	内容：聴覚障がい者・音声又は言語機能障がい者(児)等の家庭生活並びに社会生活における意思疎通を円滑にする上で、支障がある場合に手話通訳者を派遣します。 窓口：障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 777-0294 メールアドレス(携帯): shuwa-aiai-f780-2897@k.vodafone.ne.jp 利用料：無料
要約筆記者の派遣	内容：中途失聴者、難聴者等が家庭生活並びに社会生活における意思疎通を円滑にする上で支障がある場合に要約筆記者を派遣します。 窓口：障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 777-0294 メールアドレス(携帯): shuwa-aiai-f780-2897@k.vodafone.ne.jp 利用料：無料

(5)地域活動支援センター

＜地域活動支援センターとは＞

障がいのある方に、地域での実情に応じた創作的活動や生産活動の機能提供をし、社会との交流等の促進を図る施設です。

(6)訪問入浴サービス

＜事業内容＞

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者(児)等に対し、家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

＜対象者＞

重度身体障がい者(児)等(身体障害者手帳の肢体障害の程度が1級又は2級に該当する者、難病患者)

＜利用者負担＞

1回1,000円(ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯は0円)

＜申請窓口＞

障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

(7)日中一時支援

＜日中一時支援とは＞

障がい者等を日中において介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等において、活動の場を提供し、見守り、日常生活の世話をします。

＜対象者＞

市内に居住する障がい児(者)であって、短期入所の支給決定を受けた人。もしくは共同生活援助の支給決定を受けている人のうち市内の共同生活住居においてサービスを受けている人。

＜利用者負担＞ 障害の程度と利用時間等により異なります。＜申請窓口＞障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

(8)社会参加の促進

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進します。

①スポーツ・レクリエーション教室開催等

アイ愛センターでは、障がいのある人の生きがいと健康維持をサポートするために、カルチャー教室や各種イベントを開いています。

②点字・声の広報等発行事業

視覚障がい者に行政情報を提供するため、ボランティアグループ「グループ声」の協力により、広報伊丹を、ボランティアグループ「玉手箱」の協力により、市議会だよりを朗読録音し、声の広報として郵送しています。希望者は、広報課(Tel 784-8010)に申し込みをしてください。

(9)訪問型歩行・生活訓練事業

＜事業内容＞

視覚障がいのある人が日常生活圏(家庭や通勤・通学先、買い物等の近隣地域)において安全に単独歩行ができるよう、歩行訓練士とともに白杖の使い方等の訓練を行い、交差点横断、階段昇降、空間歩行、交通機関の利用等、歩行技術の修得を目指す歩行訓練と、日常生活における身辺処理や、調理、掃除等の家事動作訓練及び、点字、パソコン、録音機材の利用方法を身につける生活訓練があります。随時、利用希望を受け付けます。一人あたり一度の申請の上限回数と1回あたりの時間については、年度で、変更になる可能性があるため障害福祉課にて確認をお願いします。訓練の開始時期・回数・時間については訓練士と調整のうえ決定します。

＜対象者＞ 市内在住の視覚障がいのある人。

＜利用者負担＞

無料。訓練中の本人と訓練士の交通費等は本人負担です。

※2度目の申請以降(次年度以降も含む)、訓練を利用する者については、1回あたり1,760円。ただし生活保護を受けている人、本人と配偶者が市民税非課税の人は無料です。ただし、本人が18歳未満の場合は、保護者と同一の世帯に属する世帯全員が市民税非課税の場合に限ります。

＜申請窓口＞ 障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

(10)伊丹市更生訓練費支給事業

＜事業内容＞

障害福祉サービス事業を行う施設において自立訓練又は就労移行支援を受けている人に対し、訓練に必要な物品等の購入費用を支給します。

＜対象者＞

自立訓練または就労移行支援を受けている身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等であって、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない人(市町村市民税非課税世帯・生活保護世帯)。

＜支給額＞

ひと月あたり: 自立訓練2,100円(15日以上)、1,050円(15日未満) 就労移行支援3,150円(15日以上)、1,600円(15日未満) * 就労移行支援14,800円(15日以上)、7,400円(15日未満)

* あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得できる認定指定就労移行支援事業所

＜申請窓口＞ 障害福祉課

* あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得できる認定指定就労移行支援事業所

＜申請窓口＞ 障害福祉課

(11)伊丹市重度障害者等就労支援特別事業

＜事業内容＞

重度の障がいのある人に、通勤支援や職場等における支援の提供を受けるための費用の一部を助成することにより、重度障害者等の就労支援を実施します。

＜対象者＞

伊丹市内に1年以上住所を有する、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの障害福祉サービスをされている方 ※その他職務に従事する時間や雇用先について条件あり

＜対象範囲＞

【民間事業にお勤めの場合】

民間企業が重度障害者等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」(※)を活用して、職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、更に支援を必要とする場合に、本市で必要と認められる範囲

【自営業の場合】

自営業者として働く場合、助成金の対象にならないため、本市で必要と認められる範囲

＜申請窓口＞ 障害福祉課

(12)伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業

＜事業内容＞

重度障害者が通学する大学等の重度障害者の受け入れ体制が整うまでの間、通学や修学中の支援を行います。

＜対象者＞

伊丹市内に1年以上住所を有する、入学後に停学等の処分を受けず、重度訪問介護を利用する学修意欲の高い人等

＜大学等の要件＞

(1)障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。

(2)大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

＜申請窓口＞ 障害福祉課

(13)位置情報通知サービス「まちなかミマモルメ」費用助成

<事業内容>

「まちなかミマモルメ」ビーコン発信器を利用される人について初期登録料及び月額使用料を助成します。*まちなかミマモルメは小型のビーコンタグを身につけた人が、市内各所に設置された受信器付近を通過すると、保護者等へ位置情報を通知するサービスです。

<対象者>

伊丹市在住の(ア)か(イ)のどちらかに該当する人で、相談支援事業所に「行方不明になるおそれがある」との意見書を作成してもらった人。

(ア)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている

(イ)児童発達通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の給付決定を受け、通所受給者証を持っている

<申請窓口> 障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

(14)選挙に関する支援・制度

<投票所>

選挙管理委員会では、誰もが安心して投票できる環境づくりに取り組んでいます。

投票所では、お困りの方に声を掛け、必要に応じて車椅子を押すなどの介助を行っています。また、コミュニケーションボードや投票支援カード、筆談用のホワイトボードなども活用しながら、一人ひとりに適したサポートを実施しています。

心身の故障、その他理由により、自ら候補者の氏名等を記載することができない方には、従事者が代理で記載する制度があります。

段差にはスロープを設置し、車いすに座ったままで記載できる投票記載台を配備しています。

視覚に障害のある方等には、凹凸の感触で記入部分を分かりやすくする投票用紙記名補助具を用意し、点字投票にも対応しています。

その他、老眼鏡や杖ホルダーなども用意しています。

<郵便等による不在者投票>

郵便等による不在者投票の対象者は、下記のとおりです。

対象者のうち、下記条件を満たし、自ら投票することができない人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理人(選挙権を有する者に限る。)に記載してもらうことができます。

●身体障害者手帳

	1級	2級	3級
両下肢・体幹・移動機能の障害	○	○	△
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	—	○
免疫・肝臓の障害	○	○	○

上記のうち、代理記載制度の対象者

	1級
上肢・視覚の障害	○

●戦傷病者手帳

	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢・体幹の障害	○	○	○	△
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	○	○	○	○

上記のうち、代理記載制度の対象者

	特別項症	第1項症	第2項症
上肢・視覚の障害	○	○	○

●介護保険の被保険者証

	5
要介護	○

<指定施設における不在者投票>

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中の方は、その施設において不在者投票ができます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

<点字および音声による「選挙のお知らせ」の無料配布>

視覚障がいのある人に対する選挙や候補者に関する情報を点字又は音声(朗読CD)にした「選挙のお知らせ」を無料配布しています。

<国政選挙・県知事選挙・県議会議員選挙>

兵庫県選挙管理委員会 Tel078-362-3101 Fax078-362-3907

<市長選挙・市議会議員選挙>

伊丹市選挙管理委員会

問合せ先：伊丹市選挙管理委員会 Tel784-8095 Fax784-8144

6.補装具の購入費・修理費の支給

<補装具とは>

補装具とは

- ①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- ②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③給付に際して専門的な知見(医師の判定又は意見)を要するものです。

<主な補装具の種類>

手帳の記載事項	補装具の種類
視覚障害等	視覚障害者用安全杖・眼鏡(色めがね以外)・義眼
聴覚障害等	補聴器
上肢・下肢障害等 上肢・下肢・四肢機能全廃 難病患者等	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・座位保持装置・ 重度障害者用意思伝達装置 など

※補装具の交付・修理を希望される場合は、必ず事前に相談・申請してください。

※希望する補装具には、所持する身体障害者手帳の障害の状況にその補装具を必要とする障害状況が記載されていることが必要です(難病患者等の対象疾患は15～18ページをご参照下さい)。

(例)視覚障害者用安全杖 ← 手帳に「視覚障害等」が記載されていること

※補装具の購入費・修理費は障害者総合支援法に基づく交付のほか、

健康保険法に基づく交付、労災補償法に基づく交付があり、これらの法に基づく交付は、身体障害者福祉法より優先します。

※**介護保険対象者**については、介護保険制度から優先して給付されることが原則となります。

①介護保険第1号被保険者…65歳以上の方。

②介護保険第2号被保険者…40歳以上65歳未満で**特定疾病***が原因となって、介護や支援が必要であると認定された方(特定疾病の詳細は14ページをご覧ください)。

<利用者負担>

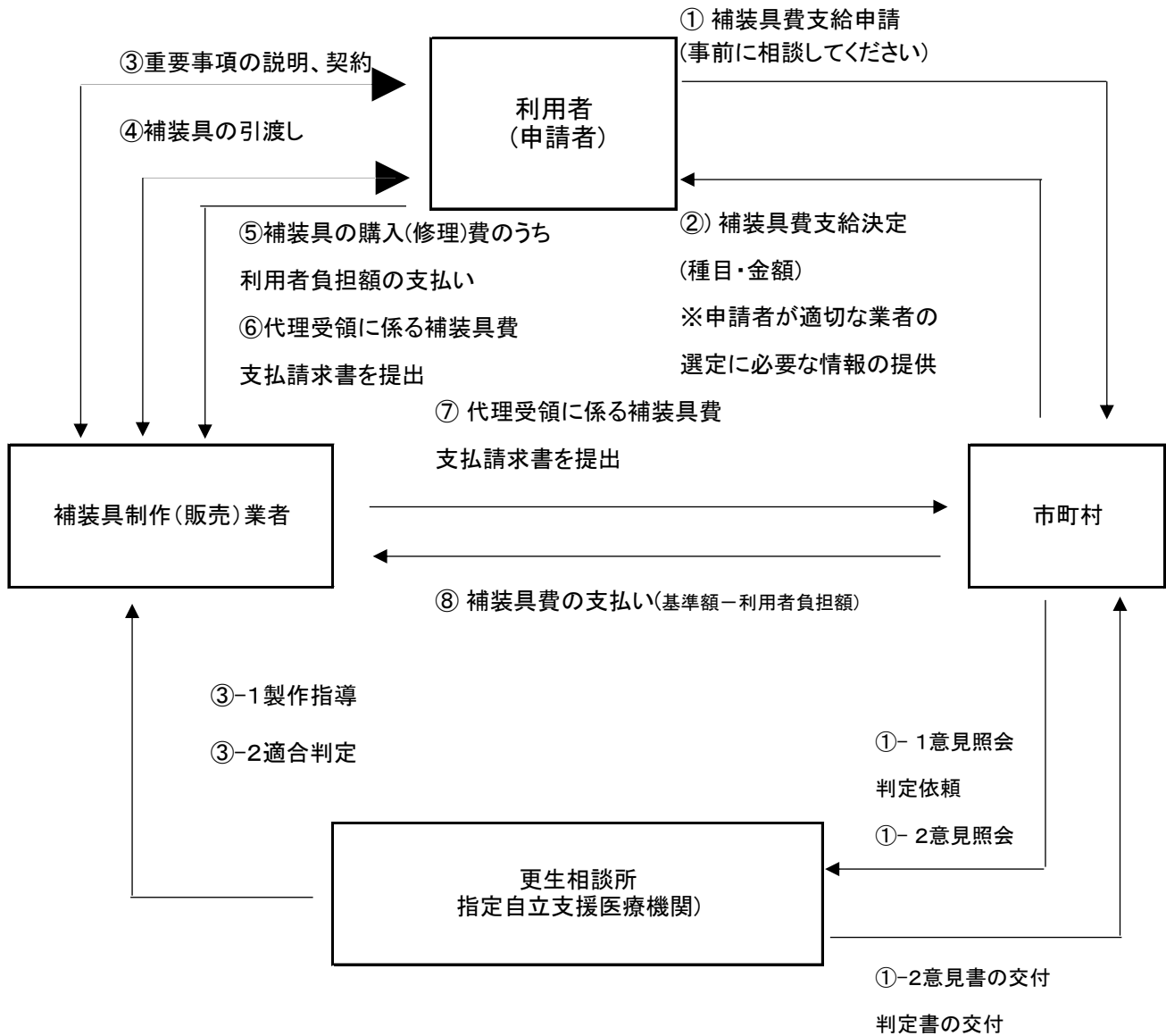
所得等に配慮した負担となっており、なお、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限額が設定されます。なお、本人又は配偶者のうち、市民税所得割が46万円以上ある方がいる場合は補装具費の支給対象外となります。令和6年4月1日より18歳未満については、所得制限は、撤廃されています。

生活保護	生活保護受給世帯	負担上限 月額0円
低所得	市町村民税非課税世帯	負担上限 月額0円
一般	市町村民税課税世帯で市民税所得割額が46万円未満の方	負担上限 月額37,200円

※補装具購入費の支給には、補装具の種目ごとに給費額の基準があります。したがって基準を超えた額の補装具を購入した場合、超過した額は自己負担となります。

※障害福祉サービスの自己負担額と補装具の自己負担額の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。詳しくは22ページをご覧ください。

<補装具費の支給のしくみ>



※補装具の制度ではありませんが、補聴器の購入等を助成する施策として次のものがあります。

	サービス内容	対象者	窓口
軽・中度難聴児の補聴器購入費等助成	新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費を助成します。また、耳あて(イヤモールド)及び耳穴型シェル(オーダーメイド)の交換に要する経費についても助成します。	・次の要件を全て満たす児童の方 ①保護者が市内に住所を有すること。 ②申請時、助成対象児の年齢が0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。 ③原則、両耳とも聴カレベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。 ④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。	こども福祉課 Tel 784-8127

7.日常生活用具の給付

<日常生活用具とは>

日常生活用具とは

- ① 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ② 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ③ 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものです。

<対象者>

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等であって、当該用具を必要とする人
(具体的な条件等詳細は、「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」にて規定しております)

※介護保険対象者については、介護保険からの保険給付が優先されます。

* 難病患者等の対象疾患は15～18ページをご参照下さい。

<給付の手続き>

申請窓口：障害福祉課、(18歳未満の人はこども福祉課)

必要書類：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・難病患者等の対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書又は特定医療費(指定難病)受給者証等)、印鑑(本人が自署しない場合)、源泉徴収票又は確定申告書の控え、日常生活用具給付等申請書(個人番号の記載が必要です。必要な書類はP11をご覧ください。)

<利用者負担>

本人の属する世帯の前年の所得税額等に応じて自己負担額が異なります
品目により、工事費等が生じる場合は、申請者の負担となります。

※日常生活用具の支給を希望される場合は、必ず事前に相談・申請してください。

※日常生活用具給付意見書を求める場合があります。

<日常生活用具の種目・要件>

種目		年齢等	給付等の要件
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	学齢児以上	下肢または体幹機能障害1・2級の人
	特殊マット(褥瘡防止用)	-	下肢または体幹機能障害1級の人で常時介護が必要な人
	特殊マット(汚染防止用)	3歳以上	身体障がい児・者で、下肢または体幹機能障害の程度が1・2級の人知的障がい児・者で、障害の程度が重度または最重度の人
	特殊尿器	学齢児以上	身体障がい者・児で、下肢または体幹機能障害1級であって常時介護が必要な人

	入浴等担架		下肢または体幹機能障害1・2級の人で、入浴にあたって家族等他人の介助を要する人
	体位変換器		下肢または体幹機能障害1・2級の人で、下着交換等に介助が必要な人
	移動用リフト		下肢または体幹機能障害1・2級の人
	訓練いす	3歳以上18歳未満	身体障がい児で、下肢または体幹機能障害が1・2級の人
自立生活支援用具	入浴補助用具	3歳以上	下肢または体幹機能障がい児・者で、入浴に介助を必要とする人
	便器		下肢または体幹機能障害1・2級の人
	T字状・棒状杖	学齢児以上	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする人
	移動・移乗支援用具	3歳以上	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助等を必要とする人※手すり、スロープ等
	頭部保護帽	—	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいのある人・てんかんの発作等により頻繁に転倒等により頭部を強打するおそれのある知的・精神に障がいのある人
	特殊便器	学齢児以上	身体障がい者・児で、上肢障害の1・2級の人
	火災警報器	—	身体障がい児・者で障害等級1・2級の人。知的障がい者・児で重度または最重度の人。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯)
	自動消火器	—	
	火災警報補助装置	18歳以上	聴覚障害1・2級の人で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	電磁調理器		視覚障害の1・2級の人で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	視覚障害の1・2級の人
聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上	聴覚障害の1・2級の人で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上	腎臓機能障害3級以上の人で、自己連続携帯式 腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人
	ネブライザー(吸入器)	—	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって、必要と認められる人
	電気式たん吸引器	—	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって必要と認められる人

	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 人工呼吸器の装着が必要な人
	ポータブル電源	—	在宅の人工呼吸器装着者であって、呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者のうち医師が必要と認められた者
	酸素ボンベ運搬車	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う人
	視覚障害者用体温計(音声式)	学齢児以上	視覚障害1・2級の人で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障害者用体重計	18歳以上	
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上	音声機能もしくは言語機能障がい児・者または肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がい有する人
	情報・通信支援用具		視覚障害の1・2級、または上肢障害1・2級の人
	点字ディスプレイ	—	視覚障害1・2級かつ聴覚障害1・2級の重複障がい者が必要と認められる人
	点字器	学齢児以上	視覚障がい児・者
	点字タイプライター		視覚障害の1・2級の人で、就労中・就労見込み・就学中の人
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(テープレコーダー)		視覚障害の1・2級の人
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置		視覚障害の1・2級の人
	視覚障害者用音声・拡大読書器		視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を拡大又は音声化することにより文書からの情報入手が可能になる人
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー		視覚障害の1・2級の人
	視覚障害者用色彩判別装置		
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ		
	視覚障害者用時計(音声式)(触読式)	学齢児以上	視覚障害の1・2級の人 なお、音声時計は解読式時計の使用が困難な者を原則とする
	聴覚障害者用通信装置(ファックス)	学齢児以上	聴覚障がい児・者または発声・発語に著しい障がい有する人で、コミュニケーション・緊急連絡などの手段として必要と認められる人
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
スピーチプロセッサ(人工内耳体外装置)	—	聴覚障害3級以上かつ人工内耳の術後5年以上経過した人	
人工喉頭		喉頭摘出した人で、職業上又は学校教育上で必要とする人	
点字図書		主に、情報入手を点字によって行っている視覚に障がいのある人	
人工内耳用電池(ボタン電池)		人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)	
人工内耳用電池(充電池・器)		人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)	

排泄管理支援用具	ストマ装具(消化器系・尿路系)	—	直腸機能障害・膀胱機能障害によりストマを造設した人
	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿	3歳以上	・治療によって軽快の見込みのないストマ周辺皮膚の著しいびらん等によりストマ装具を装着するのが困難な人・先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障がい、または高度の排便機能障がいのある人、および先天性鎖肛に対する形成術に起因する高度の排便機能障がいのある人で、紙おむつ等の用具類を必要とする人 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害による排尿機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な人(身体障害者手帳肢体不自由1・2級かつ療育手帳を所持)
	収尿器	—	膀胱機能障害の手帳を有する人またはこれに準ずる頸椎損傷など高度の排尿機能に障がいのある人
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	学齢児以上	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能障害に限る)に障がいのある人で3級以上の人。ただし、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害の1・2級の人。

<難病患者等日常生活用具給付要件等一覧>

種目	年齢等	給付等の要件	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	—	寝たきりの状態にある人
	特殊マット	—	寝たきりの状態にある人
	特殊尿器	—	自力で排尿できない人
	体位変換器	—	寝たきりの状態にある人
	移動用リフト	—	下肢又は体幹機能に障がいのある人
	訓練用ベッド	—	下肢又は体幹機能に障がいのある人
自立生活支援用具	入浴補助用具	—	入浴に介助を要する人
	便器	—	常時介護を要する人
	特殊便器	—	上肢機能に障がいのある人
	歩行支援用具	—	下肢が不自由な人

	自動消火器	—	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯、これに準ずる世帯
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器	—	呼吸器機能に障がいのある人
	ネブライザー(吸入器)	—	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	—	人工呼吸器の装着が必要な人
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	—	下肢又は体幹機能に障がいのある人
※以上の日常生活用具の申請には、給付意見書の提出が必要なものもあります。			

※日常生活用具の制度ではありませんが、伊丹市独自の施策として次のものがあります。

緊急通報システム(命のペンダント) 家庭内において急病や事故等における緊急時に、貸与された命のペンダントを押すと、監視センターに連絡が入り、センターから近隣協力員に連絡が入るシステムになっています。利用に際しては、監視センターからの連絡を受け、利用者のところに駆けつけてもらう、近隣協力員が3人必要です。近隣協力員が3人いない場合は、右記窓口にご相談ください。	対象者	重度身体障がい者等
	利用料	所得税課税世帯は月500円。
	窓口	申し込みは地域の民生委員・児童委員。問い合わせは伊丹市社会福祉協議会(Tel 785-0860)又は、地域・高年福祉課(Tel 784-8099)

8.自立支援医療・その他の医療制度

<自立支援医療とは>

自立支援医療	内容	対象	窓口
更生医療	身体障がい者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めるために医療が必要な場合に、その医療費の一部(一般健康保険の自己負担分)を公費で負担します。 ※適用範囲があります。(血液透析、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術など) ※更生相談所の判定が必要になります。 ※指定自立支援医療機関でのみ対象になります。	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人	障害福祉課
精神通院医療	精神障がい者(児)の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及するため、通院治療に要する費用を一部公費で負担します。 ※指定自立支援医療機関でのみ対象になります。	精神疾患の治療のため、継続的に通院している人	障害福祉課 こども福祉課
育成医療	身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療を行うための制度です。対象となる疾病は以下のとおりです。 ①腎臓障害②心臓疾患③肢体不自由④その他の内臓障害⑤聴覚障害⑥音声言語そしゃく障害⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害⑧肝臓障害⑨視覚障害⑩小腸機能障害 ※ただし、障害により適用範囲が異なりますので、詳しくはお問合せ下さい。 ※指定自立支援医療機関でのみ対象になります。	18歳未満で左記の疾病に該当する児童	こども福祉課

<利用者負担と軽減措置>

- 所得に応じ、月ごとに負担上限額を設定しております。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人(高額治療継続者<いわゆる「重度かつ継続」>)にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の範囲は住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
 - ・健康保険の人の場合→被保険者の所得によって負担上限月額を決定します。
 - ・国民健康保険の人の場合→世帯内の被保険者全員の所得によって負担上限月額を決定します。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

所得区分		1ヶ月の自己負担上限額	
		高額治療継続者該当者 ※1	高額治療継続者に該当しない者
生活保護	生活保護世帯	0円	左に同じ
低所得1	市民税非課税世帯 (本人の収入が80万円以下)	2,500円	
低所得2	市民税非課税世帯 (本人の収入が80万円超)	5,000円	
中間1	市民税(所得割額)<33,000円	5,000円	医療保険の自己負担限度額
中間2	33,000円≤市民税(所得割額)< 235,000円	10,000円	
一定所得以上	235,000円≤市民税(所得割額)	20,000円	公費負担の対象外

※1 高額治療継続者(重度かつ継続)の範囲については以下のとおり。

① 疾病・症状等から対象となる人

- ・更生医療・育成医療・・・腎臓機能、小腸機能、免疫機能または肝臓機能に障がいのある人
- ・精神通院医療・・・統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害(依存症等)の人または集中・継続的な医療を要する人として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人
医療保険の多数該当の人

<申請書類>

○ 自立支援医療費支給認定申請書

(個人番号の記載が必要です。必要な書類はP11をご覧ください。)

○ (受診者が記載されている)「健康保険証」又は「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」


○ (精神通院医療の人)診断書、(更生・育成医療の人)医師の意見書 ※所定の様式があります。


○ (年金や手当などを受給している人)年金証書や年金振込通知書、特別児童扶養手当の証書等


○ (伊丹市に転入してきた人)課税証明書を前居住地で発行していただく場合があります。

市県民税の未申告の人は必ず市民税課にて申告してください。

<その他の医療制度>


障害者医療費助成制度 ※所得制限あり 	内容	乳幼児等・こども医療費助成制度(所得制限・自己負担なし)にも該当する方は、どちらの制度を使うかを選択できます。障害者医療費助成制度から変更される場合は申請が必要です。 ※高校生世代の入院医療費については、自己負担金を支払った後、後期医療福祉課にこども医療費の申請をすることで、自己負担金分も助成します(所得制限なし)
	対象	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で所得制限内の人。 原則、申請月の1日から助成。
	窓口	後期医療福祉課Tel784-8041Fax784-8006


高齢障害者医療費助成制度 ※所得制限あり 	内容	後期高齢者医療制度の被保険者が支払う一部負担金の一部を助成します。
	対象	後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で所得制限内の人。原則、申請月の1日から助成。
	窓口	後期医療福祉課 Tel 784-8041 Fax 784-8006

後期高齢者医療制度 	内容対象	75歳以上の人、65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた人を対象とする医療保険制度です。現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退して、後期高齢者医療制度に加入します。65歳～74歳の人の後期高齢者医療制度への加入又は脱退については、届出日以降になります(遡及不可)。
	窓口	後期医療福祉課 Tel 784-8041 Fax 784-8006


障害児者歯科診療事業	対象	心身障がい児(者)で一般歯科医院にて診療困難な人。
	診療	【診療時間】(時間予約制です。) 火曜日 午後1時～午後4時 水曜日・金曜日 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時 場所:市立口腔保健センター(所在地:伊丹市千僧1丁目1-1)
	窓口	市立口腔保健センター


訪問看護	内容対象	通院困難な状態にある難病患者や重度障がい者、精神障がい者でかかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者を対象に、看護師が定期的に家庭に訪問し、かかりつけ医師の指示に基づく看護サービスを行います。主な看護内容は、病状観察のほか、じょくそうの処置、医療器具などの管理、リハビリなどの看護サービス。
	利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・各自加入している健康保険によって、費用の1割～3割が自己負担となります。 ・指定難病・小児慢性特定疾病の受給者証を持っている人は助成があります。 ・自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を持っている人は費用の1割が自己負担となります。 ・(高齢)障害者医療費助成制度の受給者証を持っている人は、医療保険で給付される訪問看護療養費に係る自己負担金の一部の助成があります。

指定難病医療費助成 	内容	難病の治療に要する医療費のうち、医療保険の自己負担金の一部を助成します。
	対象	国が指定する難病に該当し、認定基準を満たす人。
	窓口	兵庫県伊丹健康福祉事務所 地域保健課 Tel 785-7462 Fax 777-4091

小児慢性特定疾病 医療費助成 	内容	小児慢性特定疾病の治療に要する医療費のうち、医療保険の自己負担金の一部を助成します。
	対象	国が指定する小児慢性特定疾病に該当し、認定基準を満たす人。
	窓口	兵庫県伊丹健康福祉事務所 地域保健課 Tel 785-7462 Fax 777-4091

9.就労支援

<p>職業相談</p> 	<p>伊丹市地域生活支援センター</p>	<p>目的:企業に対して障がいのある人の理解を深めるとともに、就労の準備に関する相談や、職業生活の自立と職場の定着を支援しています。</p> <p>主な支援内容: 就労サポーター(※)を配置し、就職に関する相談に応じます。また、相談の内容によって、公共職業安定所や、阪神北障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、計画相談員などの関係機関と連携し、就労を目指した支援や、就職後のフォローアップをしています。</p> <p>※就労サポーターは、障がいのある人の就職前の支援から、就職後も自分らしさを発揮できるよう、働く現場への訪問や企業等との調整を行うなどの支援を一貫して行っています。</p> <p>所在地:伊丹市広畑3丁目1 Tel787-6798 Fax 787-6911</p>
	<p>伊丹公共職業安定所(ハローワーク) 専門援助部門</p>	<p>専門の職員が、障がい者の就職に関する相談、紹介及び就職後について一貫した相談を行っています。</p> <p>所在地:伊丹市昆陽1-1-6 Tel 772-8618 Fax 770-0614</p>
	<p>阪神北障害者就業・生活支援センター</p>	<p>阪神北圏域(伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町)にお住まいの障がいのある人や企業からの、就職に関する相談、就労支援などを行っています。</p> <p>所在地:伊丹市鴻池1-10-15 Tel770-8664Fax777-5556</p>
	<p>兵庫障害者職業センター</p> 	<p>障害者職業カウンセラー等を配置し、公共職業安定所や関係機関と連携し、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等を行っています。</p> <p>所在地:神戸市灘区大内通5-2-2 TEL078-881-6776 FAX078-881-6596</p>
	<p>兵庫県総合リハビリテーションセンター 職業能力開発施設</p>	<p>障がい者の職業相談、職能評価、職能訓練などの就労支援を専門的かつ総合的に行います。</p> <p>所在地:神戸市西区曙町1070 Tel078-927-2727Fax078-925-9223</p> 


職業訓練	国立県営兵庫障害者職業能力開発校	職業能力開発促進法に基づき、障害の種類・程度等に対応した職業訓練を行います。 訓練科目：OA事務科(身体障がい者対象)、インテリアCAD科(身体障がい者対象)、総合実務科(知的障がい者対象)、キャリア実務科(発達障がい者対象)、ビジネス実務科(精神障がい者対象) 訓練期間 1年(ビジネス実務科は6ヶ月) 申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614 所在地 伊丹市東有岡4-8 Tel 782-3210 Fax 782-7081	
	兵庫県立障害者高等技術専門学院	職業能力開発促進法に基づき、障害の種類・程度等に対応した職業訓練を行います。訓練科目：ものづくり科、ビジネス事務科、情報サービス科、総合実務科(知的障がい者対象) 期間 1年 申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614 所在地 神戸市西区曙町1070 Tel 078-927-3230 Fax 078-928-5512	
	兵庫県立障害者高等技術専門学院 食品流通科	知的障がい者を対象とし、兵庫県が阪神友愛食品(株)(西宮市鳴尾浜)に訓練を委託し、職業能力の習得や体力、忍耐力の向上を目指します。 訓練期間 1年 申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614 所在地 西宮市鳴尾浜3丁目10-1 阪神友愛食品(株)能力開発センター Tel 0798-41-8301 Fax 0798-41-8303	


伊丹市障がい者就労チャレンジ事業	障がいのある人に就労の場を提供し、就労意識と意欲、技能の向上を目指すことを目的としています。勤務条件は作業内容によって異なります。毎年、5～6月頃に広報等で募集します。詳細は障害福祉課へお問い合わせください。
-------------------------	--


通勤用自動車購入資金の助成	自ら運転する自動車により、通勤することが必要な障がい者に使用させるための通勤用自動車を購入する雇い主(事業主)に対して、その費用の一部が助成されます。障害の等級などにより制限があります。他にも助成金があるため詳しくは問い合わせ先へ。 問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部 Tel 06-6431-8201 Fax 06-6431-8220
----------------------	--





10.年金について

兵庫県心身障害者 扶養共済制度 	内容	障がいのある人を扶養している保護者等が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納める任意加入方式の保険制度です。保護者に万一(死亡または重度障害)のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金が支給されます。
	対象	下記のいずれかに該当する人の保護者等で、市内在住の65歳未満の健康な人。(ただし、障がい者1人に対して加入できる保護者は1名)1.知的障がいがある人2.身体障害者手帳(1～3級)を所持している人3.精神・身体に永続的な障がいがある人で、1.又は2.と同程度の障害と認められる人
	年金額	1口加入の場合 月額20,000円 2口加入の場合 月額40,000円
	掛け金	加入時の年度の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。※生活保護世帯および低所得者の世帯には掛金の減免制度があります。
	窓口	障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 784-8006

障害基礎年金 	<p>障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって障害の程度が障害年金の1級または2級の状態になったときに支給されます。また、被保険者の資格を喪失した後でも60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日があり、障害の程度が障害年金の1級または2級の状態になったときは支給されます。ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。(初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日の前日時点で初診日がある2ヶ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。)さらに、初診日が20歳未満であった人についても、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合はその日)に障害の程度が障害年金の1級または2級の状態にあるときは、障害基礎年金が支給されます。障害認定日とは、原則として初診日から1年6ヶ月経過した日です。</p> <p>年金額: 1級 1,039,625円(月額86,635円) 2級 831,700円(月額69,308円) (障害者手帳の級とは別です。) [令和7年度]</p> <p>手続き: 年金手帳・基礎年金番号通知書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などを持って国保年金課まで。</p> <p>問合せ先: 国保年金課 Tel 784-8039 Fax 784-8124</p>
--	---

<p>障害厚生年金 障害手当金</p> 	<p>障害厚生年金は厚生年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって障害基礎年金が受けられる障害(1級、2級)が生じたとき障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障害でも厚生年金の障害等級表に該当するときは、独自に障害厚生年金(3級)または障害手当金(一時金)が支給されます。</p> <p>受給要件 次のすべての要件に該当する人が受給できます。</p> <p>① 障害の原因となる病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であるとき。</p> <p>② 病気やけがの症状が固定した日、または初診日から1年6ヶ月を経過した日(障害認定日)に労働が著しく制限される障害がのこっているとき。</p> <p>年金額 障害の程度により1級から3級まで分かれており、級と被保険者期間などにより算出されます。(障害者手帳の級とは別です。)</p> <p>問合せ先 尼崎年金事務所 Tel 06-6482-4591 Fax 06-6482-1438</p>
--	---

<p>障害年金生活者支援 給付金</p> <p>※所得制限あり</p> 	<p>受給要件: 次のすべての要件に該当する人</p> <p>① 障害基礎年金を受給している</p> <p>② 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である ※扶養親族のうち、70歳以上の配偶者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。</p> <p>給付額: 1級・・・月額6,813円 2級・・・月額5,450円</p> <p>手続き: 年金手帳・基礎年金番号通知書・身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などを持って国保年金課まで。</p> <p>問合せ先: 国保年金課 Tel 784-8039 Fax 784-8124</p>
--	---

<p>特別障害者給付金</p> 	<p>受給要件: いずれも初診日当時、国民年金に任意加入していなかった人で、65歳に達する日までの前日までに、その傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障がい状態になった人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 初診日が平成3年3月以前で、当時学生だった人</p> <p>② 初診日が昭和61年3月以前で、当時、厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など</p> <p>給付額: 1級・・・月額56,850円 2級・・・月額45,480円</p> <p>手続き: 年金手帳・基礎年金番号通知書・身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などを持って国保年金課まで。</p> <p>問合せ先: 国保年金課 Tel 784-8039 Fax 784-8124</p>
--	---


<p>労災年金 傷病補償年金 障害補償年金 (一時金)</p>	<p>労働者が業務上災害又は通勤災害により、療養を開始してから1年6ヶ月を経過しても治らず、かつ、当該傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に傷病(補償)年金が、また傷病が治ったとき体に一定の障害が残っている場合にその等級に応じ障害(補償)年金又は一時金が支給されます。詳しくはお問い合わせください。問合せ先勤務先の労働基準監督署</p>
--	--


11.手当について


窓口：①～③の申請窓口：障害福祉課 Tel:784-8032 Fax:784-8006


④の申請窓口：地域・高年福祉課 Tel:784-8099 Fax:784-8006


⑤～⑧の申請窓口：こども福祉課 Tel:784-8030 Fax:780-3527


①特別障害者手当 ※所得制限あり 	対象	20歳以上で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする人。ただし、社会福祉施設に入所、または3か月を超えて病院等に入院している場合は対象になりません。所得制限があります。専用の診断書にて判定となりますので、詳細は電話・窓口にてご相談ください。
	手当額	月額30,450円(令和8年度)


②重度心身障害者介護手当 ※所得制限あり 	対象	20歳以上65歳未満で、寝たきり状態が継続している重度障がい者(身体障害者手帳1,2級)、または最重度と判定された知的障がい者を家庭で介護している非課税世帯の人。ただし、社会福祉施設に入所している場合、過去1年間において介護保険サービス又は自立支援給付サービス(年7日以内の短期入所は除く)を利用している場合、3か月を超えて入院している場合は対象になりません。
	手当額	年額 100,000円

③障害者特別給付金 ※所得制限あり 	対象	昭和57年1月1日以前に20歳に達していた重度または中度の障がい者であり、同日前に日本国内で外国人登録をしていた人等で、年金制度上、障害基礎年金等を受給できない人。ただし、保険料の滞納や任意の未加入などによって、年金が受給できない人、生活保護を受けている人や、一定額以上の所得がある人は対象になりません。また、公的年金を受給している人は、その年額を給付年額から控除した額を支給します。
	支給額	障害者特別給付金（重度） 月額86,385円(昭和30年4月1日以前生まれの方) 月額86,635円(昭和30年4月1日以後生まれの方) （中度） 月額69,108円(昭和30年4月1日以前生まれの方) 月額69,308円(昭和30年4月1日以後生まれの方) 年度で変更あり

⑤重度心身障害児 介護手当 ※所得制限あり 	対 象	3歳以上20歳未満の寝たきりの重度障がい児(身体障害者手帳1,2級)や、最重度と判定された知的障がい児を家庭で介護している非課税世帯の人。ただし、社会福祉施設などに入所または3ヶ月を超えて病院に入院している場合、また過去1年間において介護保険サービス及び自立支援給付サービスを利用(年7日以内の短期入所は除く)している場合は対象になりません。
	手当額	年額 100,000円


⑥障害児福祉手当 ※所得制限あり 	対 象	20歳未満で常時介護を必要とする重度障がい児。所得制限あり。ただし、障がいを事由に公的年金を受けることのできる場合や社会福祉施設などに入所している場合は対象になりません。専用の診断書にて判定となりますので、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A判定の交付を受けている方は、窓口にてご相談ください。
	手当額	月額 16,100円


⑦特別児童扶養手当 ※所得制限あり 	対 象	20歳未満の中度、重度の障がい児を養育している人。所得制限あり。ただし、障がいを事由に公的年金を受けることのできる場合や社会福祉施設などに入所している場合は対象になりません。
	手当額	月額 児童1人につき 重度障がい児 56,800円 中度障がい児 37,830円

⑧児童扶養手当 ※所得制限あり ※令和6年11月分より制度改正あり 	対 象	次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月末(中度以上の障害がある場合は20歳未満)までの間にある児童を養育している父や母又は養育者。所得制限あり。社会福祉施設などに入所している場合は対象になりません。①父母が離婚、②父又は母が死亡、③父又は母が重度の障害を有する、④父又は母が生死不明他。
	手当額	月額(前年中の所得に応じて決定されます) 児童1人の場合 46,690円から11,010円まで 第2子以降加算額 11,030円から 5,520円まで

12.各種助成制度

住宅改造 助成	内容	生涯にわたり自宅で生活をするにあたり、日常生活用具給付(住宅改修)だけでは、本人の身体状況に対応する十分な工事ができない場合に、必要性等を判断し助成を行うもので、日常生活用具給付(住宅改修)とあわせて行うものです。 ※給付・助成を希望する場合は、必ず事前に相談・申請してください。 ※購入・工事後に領収書を添えて申請されても給付・助成はできません。 なお、原則として、昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅について、簡易耐震診断等を行わなければ、住宅改造の助成を受けられない場合があります(詳細は下記窓口にお問い合わせください。)		
	対象	自宅での生活を希望する障がい者(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人、または申請中で市長が認める人)であり、住宅改造を必要とする世帯。原則として公営住宅に居住する世帯を除く。※介護保険対象者は介護保険からの保険給付が優先されます。		
	助成限度基準額	住宅改修費・簡易耐震診断助成額と合わせて100万円です。		
	窓口	・障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課、65歳以上の人は介護保険課) ・伊丹市社会福祉事業団住宅改造助成事業担当 所在地 伊丹市中野西1-141 Tel 775-3721 Fax 773-2280		
	負担金 ※ただし千円未満切り捨て	世帯階層区分	バリアフリー改造 助成率	簡易耐震診断 助成額 上段:木造 下段:非木造
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	3/3	3,150円 6,350円	
B	生計中心者が当該年度分市民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税均等割のみ課税の世帯	9/10		
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円	
E	生計中心者が前年分所得税課税の世帯 所得税の額が7万円以下の世帯であって、生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入金額が800万円以下の世帯および生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600万円以下の世帯	1/2		

自動車運転免許取得費助成 	助成額	免許取得に要した費用の3分の2以内で、限度額は100,000円です。
	対象	身体障害者手帳を所持し、自動車教習所で普通自動車第1種免許を新規に取得した人。
	必要書類	教習費用の領収書、身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、本人名義の銀行通帳、住民票。
	手続き	教習所において技能を取得し、運転免許取得後1か月以内に申請してください。
	窓口	障害福祉課

自動車改造費助成 ※所得制限あり 	助成額	自らが自動車を運転するために必要な自動車改造に直接要した費用で、限度額は100,000円です。
	対象	下記①～④すべての要件を満たす人 ①上肢、下肢、又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持している人。 ②自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人 ③本人の前年分の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人。 ④過去7年間に本制度により自動車改造費の助成を受けていない人。
	必要書類	身体障害者手帳、運転免許証、車検証、改造箇所のわかる見積書、領収書、本人名義の銀行通帳、改造後の写真、前年の所得額を証する書類、印鑑。(自動車の改造費の支払いを終えた日から1か月以内に申請してください。)
	窓口	障害福祉課

自動車事故対策機構による介護料支給 ※所得制限あり	助成額	介護用品の購入等
	内容	自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給されます。 ・支給制限 (1)次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 ①NASVA療護施設等に入院している方 ②他法令に基づく施設に入所している方 ③他法令による介護料相当の給付を受けている方等 (2)主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1000万円を越えると認められるとき
	支給対象 必要書類	詳しい内容は下記の窓口にご確認ください。
	窓口	独立行政法人自動車事故対策機構兵庫支所 Tel 078-271-7601 Fax 078-271-7603

13.交通の割引・助成

市バス特別乗車証	対象	福祉タクシー利用券または他の市バス特別乗車証の交付を受けていない人。	
	内容	身体障害者手帳第1種 1～4級 療育手帳A,B1判定 精神障害者保健福祉手帳1,2級	本人用および、希望により介護人用の特別(無料)乗車証を交付します。
		身体障害者手帳第2種 1～4級	本人用特別(無料)乗車証を交付します。
		窓口	地域・高年福祉課 Tel 784-8099 Fax 784-8006

手帳提示による市バス助成	内容	身体障害者手帳 第1種	手帳提示により 本人・介護人とも半額
		療育手帳 A判定	
	内容	身体障害者手帳 第2種	手帳提示により本人のみ半額
		療育手帳 B1・B2判定	
		精神障害者保健福祉手帳1～3級	
	* 定期券購入の際は、障害種別・等級に関わらず、手帳提示により3割引		
* 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者については、手帳提示に代わりマイナポータルと連携が完了した「ミライロID」の画面の提示でも可。			

バス運賃割引 (阪急・阪神バス等)	内容	第1種障害者	本人・介護者とも5割引。定期券は3割引。
		第2種障害者	本人のみ5割引。定期券は3割引。
	※利用の際は、運賃支払の時に手帳を提示してください。 ※詳しくは、各バス会社にお問い合わせください。		



福祉タクシー基本料金助成	助成額	月4枚(年間48枚)の手帳等による割引後の基本料金相当額の利用券を交付します。	
	対象	・身体障害者1,2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級・介護保険の要介護認定4又は5の認定を受けた65歳以上の在宅寝たきり高齢者等で、車椅子又はストレッチャーによる移動を必要とする人。 ※市バス特別(無料)乗車証の交付を受けていない人。	
	窓口	地域・高年福祉課 Tel 784-8099 Fax 784-8006	

タクシー運賃割引	対象内容	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人が、単独または介護人と乗車区間を同一にし、かつ身体障害者手帳、療育手帳を提示した場合、メーター表示額の1割引が適用されます。 *ただし、一部のタクシー会社においては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に対しても適用される場合があります。詳しくは、タクシー会社にお問い合わせください。
	利用方法	タクシー運賃支払時に運転手に手帳を提示してください。

航空機運賃割引	対象内容	満12歳以上の障害者手帳所持者とその介護者1名が割引になります。
		各航空会社で搭乗券購入時に手帳提示ください。ただし、運賃割引は各航空運送事業者または路線によって異なることがあります。

汽船運賃の割引	対象	船会社によって割引率が異なります。詳しくは、各船会社にお問い合わせ
---------	----	-----------------------------------

JR等旅客運賃の割引	乗車券を購入する際に、みどりの窓口または駅員に手帳を提示してください。			
	第1種障害者	単独で利用する場合 (100kmを超えて利用する場合に限る。)	普通乗車券	5割引
		介護者とともに利用する場合 (距離の制限無し)	普通乗車券 定期券・回数券・急行券	本人、介護者ともに5割引
	第2種障害者	単独で利用する場合 (100kmを超えて利用する場合に限る。)	普通乗車券	5割引
介護者とともに利用する場合 (12歳未満の障がい児が定期券によって利用する場合に限る。距離の制限無し。)		定期券	介護者に対してのみ5割引	
※交通機関の割引・助成については、交通会社で異なる場合がありますので、それぞれの会社にお問い合わせください。				

有料道路通行料金割引	対象	<p>本人運転の場合…身体障害者手帳の交付を受けている人 介護者運転の場合…身体障害者手帳の第1種障害者、療育手帳の交付を受けている人のうち重度の障がい者の人(第1種障害者) 追加事前登録されていない自動車(親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)など) ※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。 ※どちらも営利目的の車では使用できません。自家用車に限ります。 ※割引を希望する場合は必ず事前に申請してください。申請前に利用された料金は割引対象外です。</p>	
	割引率	<p>通行料金が5割引になります。 ①手帳、②車検証※、③運転免許証(障がい者本人運転の場合)を持って、下記の窓口に申し込み、手帳に証明を受けてください。 なお、ETCを利用される場合は、 ④ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの) ⑤ETC車載器セットアップ申込書等ETC車載器の管理番号がわかるものを窓口を持参してください。 ※割賦や賃貸契約の場合は契約書をお持ち下さい。割賦は代金支払い債務が残っている場合に限り ※窓口に電子車検証読み取り機器はございませんので下記車検証アプリでご登録をお願い致します。</p>	
	車検証アプリ	https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/application/	
	オンライン申請	https://www.expressway-discount.jp/	
窓口	障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)		

**駐車禁止除外
指定車標章交
付**



内容	障がい者が現に使用中の車両に対して、道路標識や道路標示により駐車を禁止している場所(道路の右側、駐車場の出入口等道路交通法で駐車や駐停車が禁止されている場所を除きます)における必要最低限の駐車を認めることにより、障がい者の生活の利便を図るため、対象者の申請に基づき、駐車禁止除外指定車標章を交付します。		
対象	障害区分		
	視覚障害、下肢機能障害、移動機能障害、免疫機能障害	1～4級	
	聴覚障害	2、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢機能障害	1級、2級	
	(ただし、2級は両上肢機能の著しい障害または両上肢の全指を欠く障害に限る)		
	体幹機能障害、肝臓障害		
	幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く	
		移動機能障害	1～4級
心臓機能障害、じん臓機能、呼吸器機能障害、小腸機能		1級、3級、4級	
ぼうこうまたは直腸機能障害		1級、3級	
療育手帳所持者		A判定	
精神障害者保健福祉手帳所持者		1級	
必要書類	障害者手帳またはその手帳のコピー(コピーは手帳番号、交付年月日、住所、氏名、障害名及び等級・判定日等の記載がある部分)、現在お持ちの標章(初めての申請の方は除く)、代理申請の場合は委任状と代理の方の身分を証明できるもの※代理申請の場合は任意の様式で委任状も必要		
窓口	伊丹警察署 月～金(休日・12月29日から1月3日を除く) 9:00～17:00 Tel 771-0110 Fax 785-0110 ※兵庫県内の各警察署または兵庫県警察本部交通規制課でも申請できます。 ※申請日からおおむね14日後(土・日・休日、12月29日から1月3日は数えません。)の交付です。即日交付はありません。		

兵庫ゆずりあい駐車場制度	内容	障がい者や難病患者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難な方が駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付します。			
	対象	障害区分			
		視覚障害	手帳等級 1～4級		
		聴覚障害	2、3級		
		平衡機能障害	3、5級		
		上肢機能障害	1級、2級		
		下肢機能障害	1～6級		
		体幹機能障害	1、2、3、5級		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級	
			移動機能	1～6級	
		心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	1、3、4級		
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1～4級		
		肝臓機能障害	1～4級		
		知的障害	療育手帳A		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級				
必要書類	交付対象者であることが確認できる書類(手帳等)				
窓口	障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)※介護保険被保険者証の介護状態の区分が要介護1～5の人は介護保険課が窓口になります。				

14.税の控除または減免

所得税の 障害者控除	内容	申告受付期間中に申告すると所得税が軽減されます。
	対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
	控除額	①特別障害者 400,000円 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級) ②普通障害者(①以外の方) 270,000円 ③同居特別障害者(特別障害者を扶養し同居している場合) 750,000円
	窓口	勤務先の給与担当課または、伊丹税務署 Tel 779-6121

市・県民税の障害者 控除	内容	申告受付期間中に申告すると住民税が軽減されます。但し、所得税の確定申告または会社の年末調整で申告をした人は申告の必要はありません。
	対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
	控除額	①特別障害者 300,000円 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級) ②普通障害者(①以外の方) 260,000円 ③同居特別障害者(特別障害者を扶養し同居している場合) 530,000円
	窓口	市民税課 Tel 784-8022 Fax 784-8029

相続税の障害者控 除	対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者
	軽減額	普通障害者の場合(85歳-現在年齢)×100,000円を控除 特別障害者の場合(85歳-現在年齢)×200,000円を控除
	窓口	伊丹税務署 Tel 779-6121

個人事業税の非課 税	対象	両眼の視力が0.06以下の視力障がい者があんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などを営む場合
	窓口	兵庫県伊丹県税事務所課税第1課 Tel 785-9417 Fax 777-8073

少額預金の利子所得 等の非課税制度(障害 者等のマル優)	対象	国内に住所を有する個人で「障害者等」に該当する人。*該当要件の詳細は各金融機関にお問い合わせ下さい。
	内容	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券の貯蓄合計が350万円までの利子に対する非課税国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子に対する非課税
	窓口	各金融機関

自動車税種別割の減免 自動車税環境性能割の減免 軽自動車税環境性能割の減免	対象車両	1.障がい者、またはその障がい者の親族で生計を一にする人が取得または所有する自動車で、もっぱらその障がい者の移動手段として継続的に使用される自動車。 2.障がい者のみの世帯の人が取得または所有する自動車で、もっぱらその障がい者の移動手段として継続的に継続的に、常時介護する人が運転する自動車。 * 減免できる自動車は障がい者1人に対して1台(軽自動車・原付・バイクを含む)です。
	対象者の範囲と減免割合	障害の区分・程度、自動車の所有者が本人か家族かによって異なります。減免額には限度額があり、障害の程度等に応じて1/2となる場合があります。 また、障がい者の方の状況等により減免の対象外となる可能性がありますので、申請前に <u>県税事務所までお問い合わせください。</u> <u>* 申請時に障がい者の方が入院・施設入所中の場合は対象外です。</u>
	必要書類	①障害者手帳(原本) ②運転免許証(原本) ③住民票(原本。障がい者、所有者、運転者のもの。当該年度に発行された3ヶ月以内で続柄の記載のあるもの)※障がい者・所有者・運転者が全て同一の場合は不要。 ④【所有者、障がい者、運転者のいずれかが別居の場合】上記以外にも必要な書類がございますので、詳しくは県税事務所までお問い合わせください。
	窓口	<自動車税種別割> ①新しく自動車を購入する場合 申請時期…自動車を登録するとき 申請場所…兵庫県神戸県税事務所自動車税審査・納税証明課 078-436-0950 ②既に所有している自動車について、新たに自動車税種別割の減免を受ける場合 申請時期…4月1日から2月末日まで随時受付。 *ただし、年税額の減免は自動車税種別割納期限までに申請があったものに限り、納期限以後の申請の場合は、申請の翌月以降の月数に応じ、限度額月割相当額を減免します。 申請場所…兵庫県伊丹県税事務所自動車税課 Tel 785-7451 Fax 777-8073 <自動車税環境性能割> 申請時期…自動車を登録するとき※登録時以外、減免できません。 申請場所…兵庫県神戸県税事務所自動車税審査・納税証明課 Tel 078-441-0305 <軽自動車税環境性能割> 申請時期…軽自動車を登録するとき※登録時以外、減免できません。 申請場所…兵庫県神戸県税事務所軽自動車税審査課 Tel 078-822-6050

軽自動車(種別割) 税 の減免	対 象	対象車両及び対象者の範囲は自動車税(種別割)に準じています。ただし、手続きは納期限までに下記の書類を持参の上、申請してください。減免額については、税額の全額です。
	必要 書類	障害者手帳、運転免許証、マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードおよび身元確認書類) ※ 障がい者及び障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車 で、障がい者を常時介護する者が運転する場合には、障がい者の 属する世帯の全員が障がい者である場合に限り、減免の対象となり ます。この場合、別途「常時介護者申立書」が必要です。
	窓 口	市民税課 Tel 784-8022 Fax 784-8029

15.その他の割引制度

NHK放送受信料 (地上契約・衛星契約(地上契約も含む))の減免	対象者	全額減免 ①生活保護受給者(生活支援課で手続きを行ってください) ②障害者手帳の所持者がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 半額減免 ①契約者が世帯主で視覚または聴覚障がい者の場合 ②契約者が世帯主で重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人)の場合
	手続き	障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)で証明書の交付を受け(証明書の発行に、手帳と印鑑が必要)、NHKへ郵送してください。
	申請先	〒650-8515 神戸市中央区中山手通2丁目24-7 NHK神戸放送局 Tel 078-252-5050
電話番号案内	内容	電話帳の利用が困難な、目や上肢等の不自由な人及び知的障がいや精神障がいの手帳をお持ちの方が無料で番号案内を利用できる制度です。
	対象	次のいずれかの障がいのある人 ①視覚障がい者(身体障害者手帳1～6級) ②肢体不自由のうち、上肢障害・体幹機能障害・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(身体障害者手帳1・2級)の人 ③聴覚障がい者(身体障害者手帳2・3・4・6級) ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害(身体障害者手帳3・4級)の人 ⑤療育手帳所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者
	手続き	事前登録が必要です。ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。
	問い合わせ先	NTT西日本ふれあい案内担当Tel0120-104174(携帯・PHSからもつながります)受付時間:平日9時～17時(土日祝・年末年始を除く)
点字郵便物	盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもので、封筒の一部を開封して差し出す場合、無料となります。詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。	
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、内国郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設(日本郵便株式会社が指定するものに限りまゝ。)から差し出し、またはこれらの施設に宛てて差し出されるもので、封筒の一部を開封して差し出す場合、無料となります。詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。	
青い鳥郵便葉書無償配付	内容	重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で希望される人に対し、青い鳥をデザインとしたオリジナル封筒に通常郵便葉書(「くぼみ入り」、「無地」又は「インクジェット紙」又は通常郵便葉書胡蝶蘭(「無地」又は「インクジェット紙」))の中からいずれか1種類20枚を入れたものを年1回無料で配付します。* 受付期間:4月1日～5月31日、配布期間:4月20日以降(※窓口では申請の受付のみとし、郵送にて配付)
	対象	身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A判定の人。
	申込方法	手帳を持参の上、お近くの郵便局で申し込んで下さい。なお、代理の方の申し込み、郵送による申し込みも受け付けています。詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。

市内施設の利用割引			
対象者	伊丹市在住の障害者手帳所持者個人利用障がい者・・・50%減免介護者・・・50%減免団体(専用)利用・・・50%減免※団体利用とは、構成員の半数以上が市内に居住する障がい者、およびその介護者である団体です。 ※スポーツセンター、こども文化科学館、美術館及び昆虫館は市外在住の方も割引対象となります。		
対象施設	TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター※	こども文化科学館※	昆虫館※
	緑ヶ丘体育館・武道館	人権啓発センター	みどりのプラザ
	緑ヶ丘プール	図書館 ことば蔵	ローラースケート場
	ラスタホール (生涯学習センター)	きららホール (北部学習センター)	稲野公園運動施設
	スワンホール	産業振興センター	伊丹ミュージアム
	東りいたみホール (文化会館)	伊丹アイフォニックホール (音楽ホール)	アイホール (演劇ホール)
	野球場(猪名川運動公園・古池運動公園を含む)		
	減免対象外 ・文化会館・・・大ホール ・音楽ホール・・・メインホール ・演劇ホール・・・イベントホール		
手続き	対象となる部屋や予約方法等に関することは施設により異なりますので、施設に直接お問い合わせください。		

伊丹市営駐車場の料金免除及び割引について	駐車場	対象	手続き	
	荒牧バラ公園	身体障害者手帳1～4級 療育手帳(A・B1) 精神障害者保健福祉手帳 1～2級 所持者の方は6時間以内に限り無料(介護者運転にも適用)	みどりのプラザ(バラ公園に隣接)に行き、手帳を掲示してください。	
	昆陽池公園		昆陽池公園・松ヶ丘売店で手帳を提示してください。もしくは、駐車場自動精算機インターホンで係員を呼び出してください。	
	宮ノ前地下		事務所に手帳と駐車券を提示してください。	
	アリオ地下			
	JR伊丹駅前			
	市役所駐車場		出口のインターホンでコールセンターを呼び出した後、手帳をモニターカメラに向けて提示してください。(開庁日の最初の60分以内 および閉庁日の最初の30分以内は不要)	
	ラスタホール		事務所に手帳と駐車券を提示してください。	
	スワンホール		事務所に手帳と駐車券を提示してください。	
	きららホール		1F受付カウンターで手帳と駐車券を提示してください。	
	伊丹スカイパーク		パークセンターに手帳と駐車券を提示してください。	
	伊丹病院		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者…無料	初診受付窓口で駐車券とともに手帳提示(顔写真の貼ってあるもの)をしてください。
	TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター			事務所に駐車券と障害者手帳を提示してください。無料券をお渡します。

伊丹市営駐輪場の料金免除及び割引について	駐輪場	対象	手続き
	阪急伊丹駅周辺 (阪急駅前地下・船原・西台)	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 所持者本人のみ定期利用半額	定期利用申込時に係員に手帳を提示してください。
	阪急新伊丹駅周辺(平松)		
	JR伊丹駅周辺 (伊丹・東有岡)		
	JR北伊丹駅周辺 (北伊丹)		

かんぽ(簡易保険)の保険料払込免除制度	<p>次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除にします。</p> <p>①被保険者が、基本契約の責任開始時以降、不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に一定の身体障害の状態になったとき</p> <p>②被保険者が基本契約の責任開始時以後においてかかった疾病または受けた傷害により一定の重度傷害の状態になったとき</p> <p>※契約内容や身体障害・重度障害の状態、その他の事由等により、払込免除とならない場合があります。詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。</p>
----------------------------	---

16.資金の貸付

兵庫県在宅重度障害者 (児)生活環境改善資金 貸付事業	<p>日常生活動作及び介護を容易にするために住宅を改修・改築するために必要な資金を貸し付け、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。</p> <p>貸付対象者 ①1・2級の身体障害者手帳所持者 ②県内に6ヶ月以上居住している人(神戸市を除く) ③償還が確実に認められる人(1名以上の連帯保証人が必要)。</p> <p>貸付限度額 100万円</p> <p>問い合わせ先 兵庫県身体障害者福祉協会 Tel 078-242-4620 Fax 078-242-4260</p>
--	--

生活福祉資金の貸付	<p>他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などで、生活に一時困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。</p> <p>下記の貸付等の問い合わせ先 伊丹市社会福祉協議会 Tel 787-6004 Fax 787-6911</p>
福祉資金	<p>他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯が日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費を対象とした資金です。福祉資金には、福祉費、福祉用具の貸付などがあります。</p>
自動車購入 資金の貸付	<p>障害のある方の日常生活または社会参加のために必要な自動車の購入にかかる経費が対象になります。</p> <p>* 貸付には所得制限等の諸条件があります。</p> <p>貸付金額 250万円以内</p>
教育資金貸付	<p>学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、就学や将来の就労の支援を目的として、高等学校や大学等への入学に、または在学中に必要な費用を貸し付けます。</p>
総合支援資金	<p>生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯に対し、自立に向けた取り組みを支援することを目的として、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付けます。</p>

身体障害者更生資金 貸付事業	<p>県内に居住している20歳以上の身体障害者手帳所持者で、生活福祉資金(生業用資金)を受けているものであって、一定の要件を備えているもの。貸付限度額40万円。利率年3%。(2名の連帯保証人が必要)</p> <p>問い合わせ先 兵庫県身体障害者福祉協会 Tel 078-242-4620 Fax 078-242-4260</p>
---------------------------	---

17.アイ愛センター(市立障害者福祉センター)

障がいのある人への各種相談に応じるとともに、各種会合等のための部屋の提供、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどの余暇活動、市民交流等の啓発活動、障がい者関係のボランティアの育成、機能訓練などのサービスを提供しています。

〈設置場所・開館日等〉

場 所：伊丹市昆陽池2丁目10番地(市役所から北へ300m)

連絡先：Tel 772-0221 Fax 780-2897

開館日：火曜日～土曜日（9時～21時）、日曜・祝日（9時～17時30分）

休館日：月曜日及び祝日の翌日、(月曜が祝日の場合翌日休館)、12月29日～1月3日

〈施設概要〉 ※利用要件・利用料はセンターに問い合わせてください。

1階	ADL 室・フィットネスルーム・プール・対面朗読室・喫茶コーナー
2階	調理実習室・会議室・ボランティアルーム・集会研修室・多目的室・カルチャールーム1・2
3階	屋外訓練場・大集会室

〈相談事業〉専門相談は予約制です。それぞれの相談は、必ず電話等で事前にご確認ください。

相談種別		相談員	内 容
専門相談	精神(児童)	医師	精神疾患や精神発達の遅れなどその治療に関する助言・指導
	精神(成人)	医師	精神疾患や日常生活の不安などその治療に関する助言・指導
	心理相談	臨床心理士	精神(児童)相談医師の指示による、発達検査の実施
	作業療法	作業療法士	日常生活動作の改善や相談
	言語聴覚	言語聴覚士	嚙下・誤嚥に関する相談、発語や話し方等のコミュニケーション支援
	理学療法	理学療法士	運動機能の改善や訓練方法についての相談指導
	看護相談	看護師	病気・怪我の自己管理や病院での受診等についての助言・指導
ピアカウンセリング(各障がいごとに実施)		障がいのある人及び家族	ピアカウンセリングは、相談する者、される者という関係でなく「仲間」として様々な思いや悩み等を話し合う場です。

〈各種教室〉(アイ愛カルチャー)

障がいのある人を対象に、各種文化・スポーツ教室を実施しています。詳しくはセンターにお問い合わせください。

〈交流・啓発活動〉ボランティアの協力を得て障害ごとに各種交流事業をしています。また、障がいのある方への理解を深めることを目的に、夏祭りとして「手をつなぐ夏の夕べ」や障害者週間を記念したイベント「フェスタ・イン・いたみ」を開催しています。

〈養成・研修活動〉各種ボランティア養成講座を開催し、伊丹市内で活動していただけるボランティア等を養成しています。

〈対面朗読〉個室の対面朗読室にて、図書・新聞・雑誌・取扱説明書などの資料や手紙などの私信を朗読ボランティアが代読します。伊丹市内在住の視覚障がいのある人が利用でき、原則1週間前までにお申込みが必要です。

〈広報活動〉アイ愛センター情報誌(2か月に1回)「ポテトサラダ」を発行しています。また、視覚障がいのある人向けに、ボランティアグループ「ささやき」の協力により、朗読録音し、郵送します。希望者はアイ愛センターまでお問合せください。

18. こども発達支援センター あすぱる (児童発達支援センター／こども発達支援センター診療所)

「あすぱる」は、発達に支援を要する子どもが地域で安心して成長できるよう、障害の種別に関わらず、保健・医療・福祉・教育の各分野が協力して総合的に、かつ一貫したサービスを提供する為の施設です。

〈設置場所・開館日等〉

場 所:伊丹市千僧1丁目47番地2

連絡先

TEL

784-8128(代表・相談) 784-0774(つつじ)
781-6830(きぼう) 781-6215(カルミア) 781-6903(センター診療所)

FAX

784-3700

開館時間:9時～17時30分 *診療所は、16時まで

休館日:土曜、日曜、祝日 年末年始(12月29日～1月3日)

★子どもに関する不安や悩み何でもご相談ください。様々な専門スタッフがサポートします。

○総合調整としての相談支援

子どもの発達に関する相談を受け、様々な支援やサービスをコーディネートします

○通所による発達支援(療育)

就学前の子どもが基本的な生活習慣を身に付けたり、豊かな人間関係を築くことを目指した保育を行います

○保育所、幼稚園や学校などと連携

保育所や幼稚園、学校などの地域の関係機関と連携し、つながりのある支援を行います

○専門的なリハビリテーション

子どもの運動や言葉の発達などに対し、必要に応じて医師の診察や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行います

★研修や交流の場として、「交流室」をご利用ください。

申請期間:障がい児とその保護者団体、ボランティア団体、福祉団体・・・3ヶ月前

一般団体(上記団体を除くもの)・・・2ヶ月前

費用については、詳しくは、施設にお問い合わせください。

19.関係機関一覧

名称	所在地	電話番号	Fax番号
〔市役所内担当課〕			
障害福祉課	千僧1丁目1番地	784-8032	784-8006
地域・高年福祉課		784-8099	
後期医療福祉課		784-8041	
国保年金課(年金担当)		784-8039	
介護保険課		784-8037	780-3527
市民税課		784-8022	
こども福祉課		784-8127	
選挙管理委員会		784-8095	
保健センター	千僧1丁目1-1	784-8034	784-3281
こども発達支援センター あすぱる	千僧1丁目47番地2	784-8128	784-3700
〔関連機関〕			
アイ愛センター	昆陽池2丁目10	772-0221	780-2897
社会福祉協議会	広畑3丁目1 (いたみいきいきプラザ内)	779-8512	777-0722
社会福祉事業団(事務局)	広畑3丁目1 (いたみいきいきプラザ内)	784-9987	784-9937
市立口腔保健センター	千僧1丁目1-1	783-0078	同左
〔県相談機関〕			
兵庫県伊丹健康福祉事務所	千僧1丁目51(県伊丹庁舎2階)	785-7462	777-4091
兵庫県川西こども家庭センター	川西市火打1丁目12-16(キセラ川西プラザ3F)	756-6633	756-6006
兵庫県立知的障害者更生相談所	神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3階	078-242-0737	078-242-0736
兵庫県立身体障害者更生相談所	神戸市西区曙町1070番地	078-927-2727	078-927-2745
兵庫県精神保健福祉センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	078-252-4980	078-252-4981
〔雇用相談機関〕			
伊丹公共職業安定所 専門援助部門	昆陽1丁目1-6	772-8618	770-0614
兵庫県総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設	神戸市西区曙町1070	078-927-2727	078-925-9223
国立県営兵庫障害者職業能力開発校	東有岡4丁目8	782-3210	782-7081
兵庫県立障害者高等技術専門学院	神戸市西区曙町1070	078-927-3230	078-928-5512
阪神友愛食品(株)能力開発センター	西宮市鳴尾浜3丁目10-1	0798-41-8301	0798-41-8303
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部	尼崎市武庫豊町3丁目1-50 (ポリテクセンター兵庫内)	06-6431-8201	06-6431-8220
兵庫県雇用開発協会	神戸市中央区相生町1-2-1東成ビル3F	078-362-6583	078-362-6613

名称	所在地	電話番号	Fax番号
〔税相談機関〕			
伊丹税務署	千僧1丁目47-3	779-6121	-
伊丹県税事務所	千僧1丁目51	785-7450	777-8073
兵庫県神戸県税事務所	神戸市中央区中山手通6-1-1	078-441-0305	078-361-5817
〔その他関連機関〕			
尼崎年金事務所	尼崎市東難波町2丁目17-55	06-6482-4591	06-6482-1438
伊丹警察署	千僧1丁目51-2	771-0110	785-0110
NHK神戸放送局	神戸市中央区中山手通2丁目24-7	078-252-5050	-

20.施設一覧

WAM NET(独立行政法人福祉医療機構の情報検索サイト)で全国の指定障害福祉サービス等事業所情報を検索することができます。

(注意)本サイトに掲載の事業所情報に関するお問い合わせにつきましては、掲載している事業所に直接お問い合わせください。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



伊丹市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ガイドブック

https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KODOMOF/SHOUGAIJI_FUKUSHI/1553479017762.html



21.障がい者に関するマークについて

障がい者に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。これらのマークには、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものがあります。一人ひとりがマナーと思いやりを持って…、暮らしやすい社会にするために、これらのマークを見かけた場合には、ご理解とご協力をお願いいたします。障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。(順不同)。お問い合わせは、各所管先へお願いします。

名称	概要等	連絡先
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>Tel 03-5273-0601</p> <p>Fax 03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部 交通部、 警察署交通課警察庁 Tel 03-3581-0141 (代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部 交通部、 警察署交通課警察庁 Tel 03-3581-0141 (代)</p>

<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 Tel 03-5291-7885</p>
<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 Tel 058-214-2138 Fax 058-265-7613</p>
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合 会 Tel 03-3225-5600 Fax 03-3354-0046</p>

<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 Tel 03-5253-1111 (代) Fax 03-3503-1237</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 Tel 03-3221-6673 Fax 03-3221-6674</p>
<p>【ハートプラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。伊丹市では、内部障害の方に、このマークの缶バッジをお配りしています。ご希望の方は障害福祉課まで。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 Tel 080-4824-9928</p>

<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p> <p>伊丹市では障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)で、手帳を持った方、難病者、障害福祉サービスをご利用の方、妊婦、高齢者のみのお渡しとなります。</p>	<p>兵庫県健康福祉部 障害福祉局 障害者支援課 社会参加支援班 Tel 078-362-4379</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の「在宅障害者就労支援」並びに「障害者就労支援」を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障がい者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。</p>	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会ITセンター Tel 052-218-2154 Fax052-218-2155</p>
<p>【手話マーク】</p> 	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができる場所が掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL03-3268-8847 FAX03-3267-3445</p>

22.障害者差別解消法について

ご存知ですか？障害者差別解消法 ～平成28年4月から施行されました～

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として定められました。対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてで、障害者手帳を持っていない人も含まれます。この法律により、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

〈不当な差別的取り扱いとは〉

正当な理由なく、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすること等をいいます。

〈合理的配慮の不提供とは〉

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があるのに、社会的障壁(※1)を取り除くために必要で合理的な配慮(※2)を行わないことをいいます。

※1 社会的障壁:障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、②制度(利用しにくい制度など)、③慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、④観念(障がいのある人への偏見など)

※2 合理的な配慮(具体例)・車椅子の人が移動する際に手助けをするなど。

障がい者と事業者等の話し合いを通じた相互理解を深め、広めることを目的にしています。自身が要する配慮を相手方に伝え、双方が納得できる妥協点を見つけていく姿勢を大切に、共に障害を起因とする差別のない社会をつくっていきましょう。

「障がい者(児)福祉の手引き」
令和7年(2025年)11月1日発行

発行者：伊丹市 障害福祉課・こども福祉課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

電話 784-8032(直通)

※この手引きは、令和7(2025年)11月1日現在の制度状況をもとに作成しています。制度等においては、随時改定されますので、利用にあたっては担当課等へお問い合わせくださいますようお願いいたします。